

第 3 9 回定例会

# 南 部 町 議 会 会 議 録

平成 23 年 8 月 31 日 開 会

平成 23 年 9 月 7 日 閉 会

南 部 町 議 会

## 第 39 回南部町議会 定例会会議録目次

### 第 1 号（8月31日）

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                    | 2  |
| ○出席議員                           | 2  |
| ○欠席議員                           | 2  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2  |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 3  |
| ○開会及び開議の宣告                      | 4  |
| ○議会運営委員会委員長の報告                  | 4  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 5  |
| ○会期の決定                          | 5  |
| ○諸般の報告                          | 6  |
| ○町長提出議案提案理由の説明                  | 6  |
| ○議案第50号から議案第70号の上程、委員会付託        | 11 |
| ○散会の宣告                          | 12 |

### 第 2 号（9月1日）

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 13 |
| ○本日の会議に付した事件                    | 13 |
| ○出席議員                           | 13 |
| ○欠席議員                           | 14 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 14 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 14 |
| ○開議の宣告                          | 15 |
| ○一般質問                           | 15 |
| 工 藤 幸 子 君                       | 15 |

|           |     |
|-----------|-----|
| 立 花 寛 子 君 | 2 0 |
| 根 市 勲 君   | 3 3 |
| ○散会の宣告    | 3 9 |

### 第 3 号（9月2日）

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程                           | 4 1 |
| ○本日の会議に付した事件                    | 4 1 |
| ○出席議員                           | 4 1 |
| ○欠席議員                           | 4 1 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 2 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 4 2 |
| ○開議の宣告                          | 4 3 |
| ○一般質問                           | 4 3 |
| 川守田 稔 君                         | 4 3 |
| 工 藤 久 夫 君                       | 5 4 |
| ○散会の宣告                          | 6 1 |

### 第 4 号（9月7日）

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程                           | 6 3 |
| ○本日の会議に付した事件                    | 6 5 |
| ○出席議員                           | 6 5 |
| ○欠席議員                           | 6 5 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 6 5 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 6 6 |
| ○開議の宣告                          | 6 7 |
| ○報告第17号の上程、説明、質疑                | 6 7 |
| ○報告第18号の上程、説明、質疑                | 6 9 |
| ○報告第19号の上程、説明、質疑                | 7 4 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ○報告第20号の上程、説明、質疑            | 76  |
| ○議案第50号から議案第70号の委員長報告、討論、採決 | 78  |
| ○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決      | 82  |
| ○議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決      | 84  |
| ○議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決      | 89  |
| ○議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決      | 90  |
| ○議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決      | 91  |
| ○議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決      | 96  |
| ○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決      | 98  |
| ○議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決      | 99  |
| ○陳情第2号の委員長報告                | 100 |
| ○陳情第2号の質疑、討論、採決             | 101 |
| ○常任委員会報告                    | 102 |
| ○日程の追加                      | 102 |
| ○町長提出議案追加提案理由の説明            | 103 |
| ○報告第21号から報告第28号の上程、質疑       | 103 |
| ○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決      | 104 |
| ○閉会の宣告                      | 107 |
| ○署名議員                       | 111 |

平成 2 3 年 8 月 3 1 日（水曜日）

第 3 9 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

## 第39回南部町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成23年8月31日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第50号 平成22年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第51号 平成22年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第52号 平成22年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第53号 平成22年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第54号 平成22年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第55号 平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第56号 平成22年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第57号 平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第58号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第59号 平成22年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 15 議案第60号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第61号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第62号 平成22年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第63号 平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第64号 平成22年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第65号 平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第66号 平成22年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第67号 平成22年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第 23 議案第68号 平成22年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定  
について

第 24 議案第69号 平成22年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決  
算認定について

第 25 議案第70号 平成22年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 工 藤 正 孝 君 | 2番  | 夏 堀 文 孝 君 |
| 3番  | 沼 畑 俊 一 君 | 4番  | 根 市 勲 君   |
| 5番  | 松 本 陽 一 君 | 6番  | 河門前 正 彦 君 |
| 7番  | 川 井 健 雄 君 | 8番  | 中 村 善 一 君 |
| 9番  | 佐々木 勝 見 君 | 10番 | 工 藤 幸 子 君 |
| 11番 | 馬 場 又 彦 君 | 12番 | 立 花 寛 子 君 |
| 13番 | 川守田 稔 君   | 14番 | 工 藤 久 夫 君 |
| 15番 | 坂 本 正 紀 君 | 16番 | 小笠原 義 弘 君 |
| 17番 | 佐々木 元 作 君 | 18番 | 東 寿 一 君   |
| 19番 | 西 塚 芳 弥 君 |     |           |

欠席議員（1名）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 町 長     | 工 藤 祐 直 君 | 副 町 長   | 坂 本 勝 二 君 |
| 総 務 課 長 | 小萩沢 孝 一 君 | 企画調整課長  | 坂 本 與志美 君 |
| 財 政 課 長 | 小笠原 覚 君   | 税 務 課 長 | 八木田 良 吉 君 |
| 住民生活課長  | 極 檀 義 昭 君 | 健康福祉課長  | 有 谷 隆 君   |
| 環境衛生課長  | 中 野 雅 司 君 | 農 林 課 長 | 中 村 一 雄 君 |

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 農村交流推進課長  | 福 田 修 君   | 商工観光課長    | 神 山 不二彦 君 |
| 建 設 課 長   | 工 藤 満 君   | 会 計 管 理 者 | 庭 田 富 江 君 |
| 名川病院事務長   | 佐 藤 正 彦 君 | 老健なんぶ事務長  | 麦 沢 正 実 君 |
| 市 場 長     | 工 藤 欣 也 君 | 教 育 長     | 山 田 義 雄 君 |
| 学 務 課 長   | 夏 堀 常 美 君 | 社会教育課長    | 工 藤 重 行 君 |
| 農業委員会事務局長 | 坂 本 勝 君   | 代表監査委員    | 鈴 木 聰 君   |

職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 根 市 良 典 | 主 幹 | 板 垣 悦 子 |
| 主 査     | 秋 葉 真 悟 |     |         |

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第39回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

※工藤幸子君 着席

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

去る8月23日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第39回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が報告4件、平成22年度各会計決算認定21件、条例など4件、平成23年度補正予算4件でございます。なお、平成22年度各会計決算認定につきましては、決算特別委員会を設置し、付託して審議することにいたしました。そのほかの案件といたしましては、常任委員会報告がございます。一般質問は5名の議員からの通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日8月31日から9月7日までの8日間といたしました。

なお、9月3日、4日は休日のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

.....

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において7番川井健雄君、8番中村善一君を指名いたします。

.....

#### ◎会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日8月31日から9月7日までにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、8月31日から9月7日までの8日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました8日間の会期中、9月3日、4日は休日のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの2日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

### ◎諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より、平成23年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しもあわせて配付しております。

今期定例会の上程は町長提出議案29件、報告4件、常任委員会報告等の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

---

### ◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第39回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件であります、報告4件、平成22年度決算の認定21件、平成23年度一般会計ほか、各特別会計補正予算案、その他の条例の制定、一部改正などの案件が8件の、合わせて33件でございます。提出案件の概要をご説明する前に、7月臨時会以降の情勢について触れさせていただきます。

東日本大震災の発生から、もうすぐ半年が経過しようとしております。被災地では悲しみを乗り越え、復興に向けて一步一步、歩んでいるわけではありますが、町としましても、引き続き支援活動に取り組んでいるところであります。

7月31日には、町商工会青年部の皆さんが、「かき氷」1,000カップを岩手県山田町へ提供したほか、8月8日には、町観光協会及び郷土芸能保存会会員の皆さんが、山田町へ達者村Tシャ

ツ並びに、がんばるびや東北Tシャツを届けるとともに、郷土芸能を披露し、被災者の方々に笑顔と元気を届けてまいりました。また、5月下旬に山田町で植栽活動を行っていただいた名久井農業高等学校におかれましても、継続した支援活動を続けたいということで8月18日に生徒22名が山田町の仮設住宅へのプランター設置、及び岩手県立山田高等学校で除草作業等の環境整備を行っております。

次に、競艇場のつながりで、当町と深く親交のある群馬県みどり市へ災害見舞金として200万円を送りたいと思っております。東日本大震災により、みどり市が施行者となって運営しております桐生競艇場では、3月11日から5月2日までの期間において、23日間ものボートレース開催を見合わせたことにより、その期間における売上が推定約44億円減収となっているものでございます。町村合併前の平成12年度より、ボートピアなんぶの売上高に応じまして、みどり市より環境整備協力費をいただいております、その総額は約1億9,000万円になります。町では、いただいた環境整備費を小・中学生の国内外研修や笑顔あふれるまちづくり助成事業、町道整備等の財源として活用してまいりました。震災によるみどり市の甚大な被害に対し心を痛めますとともに、これまでのご支援に対する感謝と、競艇に携わる自治体同士、これまで以上の連携のもと共栄していきたいと思い、本定例会の補正予算案により提案するものであります。

次に、震災による福島第一原子力発電所事故についてであります。放射性物質の放出に伴う食品の出荷停止や、半径20キロ圏の警戒区域において、国では国有化を視野に入れた対応を検討しているところですが、依然として収束の目途は立っておらず、私たちは目に見えない放射性物質という不安にさらされている現状であります。7月12日には、青森県環境生活部原子力対策課が、福地多目的広場における空間放射線量率を測定しており、結果、異状は認められておりませんが、町としても広く放射性物質の調査をいたしたく、本定例会に検知器の補正予算案を提案してございます。

また、福島第一原子力発電所事故に伴う電力不足に対応するため、東北電力管内の各家庭や事業所において、電気使用量を昨年より15%削減すべく、取り組みを行っているところであります。町としまして、各施設において、利用者のご理解ご協力をいただきながら、エアコンの原則使用禁止、照明の間引き点灯、各課で使用しているプリンターの台数削減等、目標の節減率を目指す取り組みをしております。

震災直後の東北電力計画停電の際には、当町は対象エリアに入っておりませんでしたが、7月に発表された「計画停電を実施する場合の新たな運用」によりますと、当町も計画停電の対象エリアになってございます。東北電力では計画停電不実施を原則としておりますが、万一、計画停

電が実施された場合、あるいは、災害等による大規模停電が再び起こった場合に備え、庁舎や公民館への発電機購入の補正予算案につきまして、本定例会に提案してございます。

次に、町内における農作物の状況についてであります。水稻については、昨年は猛暑による高温障害により品質低下が見受けられておりましたが、今年の夏は、昼夜の寒暖の差がはっきりしていることから、生育、品質ともに良好と見込まれております。

野菜や果樹については、ナガイモ等はおおむね平年以上、リンゴは平年並みから平年以上の生育状況にあるようです。これからの本格的な台風シーズンを迎え、農作物の豊穰、価格の安定とともに、風水害等の自然災害に見舞われぬことを切に願うものであります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第17号、平成22年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてであります。事業団の平成22年度決算状況について、特定事業及び特定事業以外の決算書が提出されましたので、地方自治法の一部を改正する法律に基づき、付属書類、審査意見書を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第18号、平成22年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成22年度南部町の普通会計について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

次に、報告第19号、平成22年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてであります。報告第18号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成22年度南部町の各公営企業会計について、資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

報告第18号及び第19号につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がないことから、監査委員からは、是正改善を要する事項について「特に指摘すべき事項はない」との審査結果をいただいております。特に、健全化判断比率につきましては「実質公債費率が平成21年度の19.4%から17.4%になったこと、将来負担比率も平成21年度の107.7%から69.5%になったことなど、健全な財政運営に対する多大な努力が認められる」との評価をいただいたところであり、今後とも引き続き財政の健全化に努めてまいる所存であります。

次に、報告第20号、損害賠償の額を定め和解することについてであります。去る4月22日に、町が所有する車両が交差点を横断中、相手方車両に衝突し、一部を損壊した事故に関し、和解を

成立させたこと、及び損害賠償の額を決定することについて、平成23年8月19日付けで専決処分したものであり、地方自治法の規定により、これを報告させていただくものであります。

次に、議案第50号から議案第70号までですが、平成22年度の各会計決算21件につきまして、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものでございます。各会計の詳細につきましては、会計管理者及び各担当課長からご説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第50号、平成22年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。予算総額は歳入歳出それぞれ117億9,257万1,000円で、これに対し収入済額は115億1,628万3,628円、支出済額は112億36万4,464円となりました。この結果、歳入歳出差引額は、3億1,591万9,164円ですが、このうち2,228万6,625円が繰越明許費繰越額として翌年度に繰り越しになるため、実質収支額は、2億9,363万2,539円となり、このうち地方自治法の規定により、財政調整基金に1億9,000万円、減債基金に300万円、合わせて1億9,300万円を積み立てしております。

監査委員からは「財務事務及び財産管理についてもおおむね適正に処理されているものと認められた」との総括意見をいただいておりますが、今後とも町税等歳入の確保を図るとともに、歳出においては行政運営の合理化・効率化に努め、財政基盤を強化し、住民サービスのより一層の向上に努めてまいり所存でございますので、さらなるご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成22年度の主要施策の成果につきましては「行政報告書」と題して別冊にし、お手元に印刷配布しておりますので、決算審議のご参考に供していただきたいと思います。

次に、議案第71号、南部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布及び施行されたことに伴い、災害弔慰金の支給対象を拡大し、平成23年3月11日以降に生じた災害に係る災害弔慰金について適用させるものであります。

次に、議案第72号、南部町暴力団排除条例の制定についてであります。青森県暴力団排除条例が平成23年7月1日に施行されたことに伴い、県からの協力要請により、町としても暴力団排除を推進し町民生活の安全を確保するべく、条例を制定するものであります。

次に、議案第73号、土地改良事業（災害復旧）の施行についてであります。東日本大震災に伴う、福地地区外待井地区農業用管水路の災害復旧工事を施行するに当たり、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第74号、南部町道路線の変更についてであります。名川地区の町道作和・市ノ渡

線の一部を平成24年度より農道へ移管し、県営一般農道整備事業として実施するため、町道の起終点を変更するものであり、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ1億79万4,000円を追加し、予算の総額を101億8,883万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容ですが、2款総務費の災害諸費に、東日本大震災で被災されました、群馬県みどり市への災害見舞金として200万円を追加しております。

3款民生費の老人福祉費には、要援護者マップの作成及び管理システム導入事業、及び徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業の事業費として旅費、委託料及び備品購入費を、合わせて599万8,000円を計上しております。

8款土木費の道路橋りょう費には、町道の除雪並びに維持修繕、河川改修費等として、合計4,063万8,000円を計上しております。

9款消防費の防災費には、東日本大震災に伴う計画停電あるいは、災害時における電力確保のための発電機、及び避難所における食糧確保としての非常食購入費として、需用費、備品購入費と合わせて601万1,000円を追加しました。

10款教育費の文化財保護管理費には、南部利康霊屋及び南部利直霊屋の火災報知器の更新並びに一部配線敷設工事の事業費として100万円を追加しております。

11款災害復旧費には、東日本大震災に伴う福地地区外待井地区農業用管水路災害復旧工事費及び事務費として2,032万6,000円を追加しております。

次に、議案第76号、平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。前年度地域支援事業費確定による返還金及び一般会計繰出金を増額したほか、保険給付費等の財源補正を行い、歳入歳出それぞれに791万1,000円を計上し、予算総額を23億9,415万6,000円とするものであります。

次に、議案第77号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。前年度繰越金確定による一般会計繰入金を減額し、繰越金を増額したもので、予算総額を1,623万2,000円とするものであります。

次に、議案第78号、平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。中山間地域総合整備事業による農道改修時の水道管一部移設工事費として200万円を追加し、予算総額を6,416万6,000円とするものであります。

以上、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ま

た、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今月 18 日、南部町固定資産評価審査委員会委員の佐々木正司委員長がお亡くなりになりました。謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈りいたします。同委員会委員に欠員が生じたので、地方税法の規定により委員を選任する必要が生じ、会期中に追加提案として人事案件を追加させていただく予定としておりますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

-----  
◎議案第50号から議案第70号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第 5、議案第50号から、日程第25、議案第70号までを会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号から、議案第70号までの平成22年度南部町各会計歳入歳出決算認定について議案21件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題といたしました議案第50号から議案第70号までの決算認定議案21件については、委員会条例第 6 条の規定により、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第70号までの議案21件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。よって、委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日、本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますので、ご了承願います。

.....

#### ◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月1日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時37分）

平成 2 3 年 9 月 1 日（木曜日）

第 3 9 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

## 第39回南部町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成23年9月1日（木）午前10時開議

#### 第1 一般質問

10番 工藤幸子

1. 馬淵川護岸について
2. 道路整備について

12番 立花寛子

1. 住民サービスについて
2. 基金の取り扱いについて
3. 自然エネルギー導入について
4. バーデハウスにおける町高齢者温泉利用事業の拡充について

4番 根市 勲

1. 南部町の奨学金制度のあり方について
2. 町内の県道の整備計画と、それに伴った接続する町道の整備の進め方について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員（18名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 工藤正孝君  | 2番  | 夏堀文孝君  |
| 3番  | 沼畑俊一君  | 4番  | 根市 勲君  |
| 5番  | 松本陽一君  | 6番  | 河門前正彦君 |
| 7番  | 川井健雄君  | 8番  | 中村善一君  |
| 9番  | 佐々木勝見君 | 10番 | 工藤幸子君  |
| 11番 | 馬場又彦君  | 12番 | 立花寛子君  |
| 13番 | 川守田 稔君 | 14番 | 工藤久夫君  |

15番 坂 本 正 紀 君

18番 東 寿 一 君

17番 佐々木 元 作 君

19番 西 塚 芳 弥 君

欠席議員（2名）

16番 小笠原 義 弘 君

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長       | 工 藤 祐 直 君 | 副 町 長     | 坂 本 勝 二 君 |
| 総 務 課 長   | 小萩沢 孝 一 君 | 企画調整課長    | 坂 本 與志美 君 |
| 財 政 課 長   | 小笠原 覚 君   | 税 務 課 長   | 八木田 良 吉 君 |
| 住民生活課長    | 極 檀 義 昭 君 | 健康福祉課長    | 有 谷 隆 君   |
| 環境衛生課長    | 中 野 雅 司 君 | 農 林 課 長   | 中 村 一 雄 君 |
| 農村交流推進課長  | 福 田 修 君   | 商工観光課長    | 神 山 不二彦 君 |
| 建 設 課 長   | 工 藤 満 君   | 会 計 管 理 者 | 庭 田 富 江 君 |
| 名川病院事務長   | 佐 藤 正 彦 君 | 老健なんぶ事務長  | 麦 沢 正 実 君 |
| 市 場 長     | 工 藤 欣 也 君 | 教 育 長     | 山 田 義 雄 君 |
| 学 務 課 長   | 夏 掘 常 美 君 | 社会教育課長    | 工 藤 重 行 君 |
| 農業委員会事務局長 | 坂 本 勝 君   |           |           |

職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 根 市 良 典 | 主 幹 | 板 垣 悦 子 |
| 主 査     | 秋 葉 真 悟 |     |         |

---

◎開議の宣告

○副議長（佐々木元作君） 本日、議長がよんどころない用事ができましたので、不肖私が議事を進めてまいります。ふなれですので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第39回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○副議長（佐々木元作君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭にお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） おはようございます。

さきに通告をしておりました2点について、町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、馬淵川護岸、船場平から田ノ尻鉄橋までの天端の高さについてであります。

ことし、真夏日を迎えて数日前まで猛暑で川の水もからからになっておりましたが、台風の季節を迎えるころになり、ようやく雨らしい雨に恵まれまして、ほっと一息状態。しかし、関東周

辺や西日本のように豪雨で100人以上の避難者や数名の死者、土砂崩れ、前回の水害で1メートルかさ上げた土手も決壊等々、豪雨の恐ろしさを見聞きするたびに想像以上の不順な自然悪に驚愕を覚えるのであります。

そして、物理的環境を地域のために考える必要性を心から感じさせられますが、災害の多い地域の環境整備は行政でなければならない。この現実に対応を急がなければならないと思います。つまり、神様から付与された環境だけではなく、人々が先祖代々そこで築き上げてきた人為的環境のことも視野に入れなければなりません。そうでなければ、日々暮らしていく場所をよりよいものにすることはできません。

そのためには、最悪の場面を待つのではなく、例えば南部地区を流れていた馬淵川は現在の馬淵川の数百メートルも内陸にあり、大向5区地域が中世期、江戸時代から明治にかけ幾度もはんらん、水害に遭ったため、旧南部町、馬場町内の下にあった大舌町内全員が現三戸町斗内の現在の大舌に地名ごと引っ越しを余儀なくされ、そこで生活しなければならない。その水害のあった場所の馬淵川の切りかえと改修工事に着手して、現在の馬淵川の形に姿を変えたと言われている。

そのように、現在の馬淵川大向明土地区から田ノ尻地域、特に右岸は危険地帯であり、現住民の声を物理的な手だてと視野で検討し、早期、土手のかさ上げと天端を高くしてほしいとの必死の要望にこたえてあげなければならないと思うのであります。

想定外のある昨今の現実を見逃すことができないと思い、船場平周辺から田ノ尻鉄橋までの改修工事の早期実現を希望するものであります。町長のご所見をお聞かせいただきたいと思えます。

次に2点目でございますが、道路整備、南部町沖田面地内、北本村・南古舘線の道路予定地の契約完了と支払いについてであります。

町は、行政を担う概念には近年二通りがあるのではないかと。一つは、住民は顧客とされがちで、消費者になってしまう。お客様は神様になり、自分の地域での行政の役務が気に入らない場合は、自分も加わって行政のあり方を変えていこうとするのではなくて、生産者たる行政主体に注文をつけ、それで思うようにならなければ愛想を尽かして他所の地域に引っ越していくといった方法と、他方で民間部分の中でも営利より非営利の組織と自治体など、行政との連携協力を重視する視点からの用法があり、パートナーシップという言葉もそうした人々の間のボランティア活動などを念頭に置いて強調されている、この二通りがあると思います。しかし、そのどちらかであるかは個人の意思であると思いますが、行政事業に対し気に入らない場合は事業がおくれがちにな

ったり、完了することができない場合もあるかもしれません。

そこで、今町で企画実施計画の南部町沖田面地内、北本村・南古館線1,248.189メートルは長い年月がたっておりますが、希望と現実のギャップがあり、土地提供の地権者とのかみ合いが悪く、土地をさらしたままの年月をひたすら地権者は傍観していかなければならない現実に関心を痛めているのではないかと。そうであれば、もっと実情に合わせ、地権者が納得のいく方法があり、時を待つだけではなく、伝えるべきことはきちんと納得してもらえる方法で、例えば支払いなどの件についても伝えるべきと思うのでありますが、地権者相手にどのような対応をしているのか、またその進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木元作君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、馬淵川護岸の船場平から田ノ尻までの天端の高さについてのご質問でございますが、議員のご質問の場所は平成19年3月に築堤しました区間の護岸についてのご質問をされているものと思います。

平成15年10月に青森県が馬淵川水系河川整備計画、これは10年に1度発生する規模の洪水に対応できる計画となっておりますけれども、これを策定し、この計画書に基づき馬淵川広域基幹河川改修事業により大向工区を平成16年度から平成18年度まで工事を行い、延長630メートルの築堤が完成しております。

事業の途中、平成18年10月6日から8日にかけての大雨によりまして、事業区間の下流340メートルほどでございますが、完成しておりませんでした。この部分が浸水し、完成していた上流側延長240メートルの築堤については水を防いでいるという現状でございました。

しかしながら、馬淵川の下流部、櫛引橋から下流部になりますが、ここは国直轄区間でございます。及び中流部、櫛引橋から上流になりますが、これは県管理になるわけでございます。この被害状況は整備計画で設定しました計画高を上回る規模の洪水が発生しており、計画を見直すため、その後学識経験者及び地元の住民の意見を取り組んだ計画変更を平成21年8月に再度策定をしております。

この計画の内容でございますが、発生する洪水の規模を当初10年に1度ということでござい

したが、これを2倍の20年に1度の洪水に目標値を変更し、中流部の整備に当たっては下流部の河川の進捗や上下流の安全度のバランスに配慮しつつ、地形的特徴や過去の洪水はんらん状況を踏まえ、段階的な整備を行っていくという内容になってございます。

このため県では、変更された河川整備計画の中に浸水被害の軽減を図る河道掘削を実施するということを明記しまして、これに基づき南部町苔米地から三戸町川守田地内の区間を整備するため、平成22年度から土地利用一体型水防災事業として河道掘削工事及び輪中堤整備を実施し、この年度に相内地区の輪中堤整備工事が完成をしてございます。

議員のご質問されている堤防の箇所についてでございますが、現在の堤防の高さのままとし、段階的整備として外水のはんらんによる宅地の浸水被害を防ぐため、護岸、川底を掘削する河道掘削計画を行うことになってございます。

堤防の高さを高くする将来計画ということは入ってございますが、下流部から段階的にどうしても整備をしていかなければならない、これは私どもも県また国のほうとの意見交換の際、何度もお願いをしてまいりました。残念ながら、答えは下流部からやはり整備していかないと下流部に影響が出るということで、そういう意見を踏まえながら、今回相内地区の輪中堤、そして河道掘削、また河道の掘削とあわせて川幅を場所によっては広げるという計画で実施されることになってございます。堤防のかさ上げ、これはもう私ども、毎回お願いをしていかなければならないと思っておりますし、当面はそういう洪水被害に対応するために輪中堤と河道掘削、恐らく河道掘削が進められれば相当の効果は出てくると思います。ただ、また10年たったときに土砂がそこにたまるということは、もうこれは恐らく現実に関わり得るだろうと思いますので、まず現段階においては河道掘削等をしっかりと取り組んでいただき、あわせて堤防の整備ということもしっかり今後も県、国のほうに強くお願いをしてまいりたいと、こう思っております。

なお、10月の災害の後、整備が天魔平のほうの堤防も整備された後には、今のところはその後被害は起きておりませんが、またどういう大雨が、今回も台風が近づいているわけでございます。そういう部分も踏まえて、今回の震災の関係もあります。住民の方々がやっぱり安心して暮らしていくためにはやはりしっかりとした基盤整備をしていただかなければならないし、我々もまたしていかなければならないと思っておりますので、ご理解をまたよろしくお願い申し上げます。

次に、道路整備の沖田面から門前までの北本村・南古舘線でございますけれども、道路予定地の契約完了と支払いについてのご質問でございます。

事業の流れといたしまして、平成20年7月から平成22年3月までに道路事業計画の説明会を3

回開催してございます。平成25年度に完成する予定で説明をしてまいりました。平成22年7月には用地契約会を開催し、現在までの用地契約及び支払いの状況は未契約の方が11名、登記申請手続中の方が11名、支払いをした方は9名となっております。

なお、事業の進行について、平成25年度には完成させたいと関係者に説明をしてきました。その中で、用地交渉が難航している部分がございます。現在においては、用地交渉の進行状況を考えますと、完成を2年間延長し、平成27年度までの完成で進めていかなければならないと考えているところでございます。

今年度は南部中学校通りの交点から終点の県道浅水・南部線交点までの区間の未契約者に対して重点的に交渉を行いまして、平成24年度よりこの区間から工事に着手し、残りの未契約者については早急に用地買収を終了させて工事を完成させたいと思っております。

私どもも町の予算もしっかりと見通しを立てて、そして平成25年度までに完成にしたいという財政的な見通しも立てました。そういう中で用地交渉、これはそれぞれ地権者の方々、代がえがないという、面積が減ると困るという方もあるようでございますし、いろいろな、お一人お一人によって用地交渉の課題が異なる部分もあるようでございます。私どもはさらに、やはり念願のこの道路も議員の皆様、また地域の住民の皆様、町内会長さん等々からご要望をいただいて、何とか着工にこぎつけたわけでございますので、地元の議員さんからもまた地域の方々にご支援をいただきながら、ご理解をいただいて、私どもは用地買収が済めば順次工事は進めていくという考えでありますので、用地交渉には万全を期しながら、進んだ段階で順次工事のほうも進めてまいりたいと、こう思っております。

再質問等でまた詳細の部分等々があれば、担当課長のほうからも答弁してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木元作君） 再質問ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 建設的なご答弁、大変ありがとうございました。

段階的に整備していくということと、掘削も含めていろいろと順次進めていくというお話でしたので、そこに大きな期待を持ってその点はよろしくお願いいたしますと思います。

それから、道路整備についてですけれども、作物を作付できないまま年を越し、また新しい年を迎えるというのは非常に地権者にとっては困難な状態になるということと、地権者にとってはお金のことももちろんあるわけですので、その辺を具体的に納得いくような言葉をもって対応し

ていただきたいと、その2点をぜひ町長のほうからも担当者にご指導いただくなりなんなりして、納得していただけるようにしてほしいと。そういう状態でないために、その地域の方々からの大きな声がありますので、どうぞひとつよろしく願いを申し上げて、私の質問にかえさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木元作君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。

9月定例議会は今期最後の議会であり、一般質問になります。

私は母と子、お年寄りの幸せのため、町民の皆さんの声をよく聞き、解決しなければならない項目を国の方針に対してもはっきり態度を示し、改善しなければならない事項に対して、国に対しても県であろうと発言してまいりました。地方議員といえども、国や県に対してははっきり意見を言わなければ改善できない時代になってきております。私はその態度を崩すことなく貫いてきたつもりです。

きょう9月1日は防災の日であり、災害を完全に予知することはできなくても、対策を講じ、被害を減らすことはできます。災害に強いまちづくりを進め、日ごろの訓練などを怠らないようにいたしましょう。これからの町の発展を願い、一般質問を始めます。

住民サービスについての質問です。

1点目は、町長は合併してから庁舎のあり方について、分庁舎方式がよいのか、本庁舎方式が住民にとってよいのか考えていかなければならないと発言しています。確かに、適当な場所に本庁舎を建てたら利便性を高めることになると思います。しかしながら、そういう時期なのでしょうか。

合併してからことしで6年目になります。現在、住民の方は合併はよくなかった、何のための合併だったのかと、合併に対する疑問や不満が聞かれています。福地地区では、現在の本庁舎は10年間使用した後は使えなくなると話しています。この話は本当なのでしょうか。名川分庁舎を除いて他の建物はまだまだ使えますし、本庁舎を建てる条件はないと考えております。私はこのように考えておりますが、町長は具体的な時期を考えているのでしょうか。答弁願います。

2点目の質問です。

雇用促進住宅を買い取る考えはおありでしょうか。私以外にもこの問題を取り上げた同僚議員の発言があったことは心強いことであります。若者の住宅確保と人口の増加を考える点においても必要な建物ではないでしょうか。雇用促進住宅に避難されている方は、こんなに立派できれいな住宅に住まわせていただいてありがたいことだと思います。この雇用促進住宅は国の管理とはいえ、国の住宅供給の一つとして建てられてまいりました。当町としても利用価値の高い建物ではないでしょうか。剣吉地区の皆さんは、町のにぎわいを取り戻すためにも人口の増加を考えるべきだと言っています。基金を使えば買えない金額ではないと思いますが、いかがでしょうか。もう一度考え直していただきたいのであります。よろしくお願いいたします。

基金の取り扱いについての質問に入ります。

財政調整基金と地域振興基金を住民サービス向上のために使っていく考えはありませんか。この質問は、私ども日本共産党南部支部が取り組みました町民アンケートに答えていただきました内容からの質問です。雇用、働く場がない、若者の雇用対策の充実、自然エネルギー導入時の助成制度の創設、バス路線の見直し、公園の整備、また子供らを育てる環境に対しての改善など、子供の病院窓口無料化など強く望まれています。農業問題については後継者支援対策の充実、減反の押しつけをやめる、農産物の価格保障制度の確立が上位を占めます。TPP参加に反対の声は当然聞かれています。冬場の除排雪の件や道路整備、河川にごみが捨てられている、図書の整備や移動図書館の要望など、さまざまな声が上げられております。暮らしで困っている上位には、国保税が高い、介護保険料が高い、収入が減ったとの回答が挙げられます。こういう内容にこたえていくためにも、町長の決断で使える基金から予算化し、町民の要望にこたえてほしいわけです。いかがでしょうか。

自然エネルギー導入についての質問です。

現在の技術水準や社会的な制約なども考慮し、自然エネルギーとなり得る資源量は太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも20億キロワット以上と推定されております。これは日本にある発電設備の電力供給能力の約10倍、原発54基の発電能力の約40倍です。原発の発電能力は全体で4,885万キロワットですが、太陽電池パネルを全国的規模で公共施設や工場、耕作放棄地などに設置すれば1億から1億5,000万キロワット、洋上風力発電では6,000万から16億キロワットの導入資源量があると推計されています。日本の自然エネルギーの技術は世界でも先進的なものであり、日本の技術を使って日本よりはるかに進んだ自然エネルギーの取り組みを行っている国も少なくありません。今後5年から10年の間に総発電量の25%を占める原発をゼロにし、自然エネルギーへの置きかえと低エネルギー社会への取り組みで、総発電量の2から3割程度を自然エネルギー

ギーにするという目標は、日本の技術水準から見ても、世界の国々での自然エネルギーへの取り組みから見ても、決して不可能なことではありません。

今、大企業から中小企業、NPO法人まで多様な事業者が自然エネルギーに参入する動きが広がっています。それぞれの地域に固有のエネルギーを活用することに小規模な事業を無数に立ち上げていくことが求められますから、仕事おこし、雇用創出にも大きな効果があります。現在、若者に働く場がないという悩みや不満が聞かれます。学校や役場、病院、公民館など公共施設に太陽電池パネルを設置してはいかがでしょうか。また、太陽光発電等、一般の個人宅に強いるのには限度がある、町で水力発電や太陽光発電を導入して町民が使用できるようにできないかと町民からの提案もあります。こういう面から、雇用拡大につなげていく考えはありませんか。ご答弁願います。

バーデハウスにおける町高齢者温泉利用事業の拡充についての質問です。

合併前、福地地区ではこの事業は月2回、年24回利用することができました。合併後、年12回、いつでも利用できるようになり、喜ばれてはおります。その一方で、福地地区では利用回数が減った、町に親しみが感じられなくなったと、合併したからと今までの制度を後退させたのでは住民感情として納得できないと言っています。合併前の特色を生かして、年24回に戻すべきです。合併前の特色を大事にすることで、地域の雰囲気を取り戻すことがこれからのまちづくりには必要ではないでしょうか。福地地区だけでも年24回の利用に拡充していただきたい。答弁願います。

○副議長（佐々木元作君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、住民サービスにおける庁舎形態についてのご質問でございますが、7月29日開会の第38回議会臨時会の閉会のあいさつの中でご説明いたしました。8月1日からまず名川分庁舎の農林課、農村交流推進課、農業委員会事務局が名川分庁舎から中央公民館へ現在移転して執務を開始しているところございまして、現在の課の配置につきましては本庁舎、名川分庁舎、南部分庁舎、先ほど申し上げました農林課、農村交流推進課、農業委員会事務局が入っております中央公民館の現体制を維持していかなければならないと思っております。

なお、平成26年4月の予定でございますが、仮称南部町医療健康センターの業務開始に合わせまして、現在の保健福祉課は医療センターのほうに移転する計画でございます。残る商工観光課、

総務課の名川総務班、また住民生活課名川サービス班の配置につきましては再検討していかなければならないと考えてございます。

医療センターの建設もございますので、すべての課を配置する総合庁舎の建設という部分については、財政面から見て現段階においては現実的ではありませんし、かといって将来ずっと本庁舎、分庁舎、この方式でいいのかというのは、これは私に限らず、議員の皆さんも当然検討を考えていることだと思っております。ただ、今じゃあとなると、先ほど申し上げました財政的な部分も踏まえたと、現在の建物も本庁舎または分庁舎においても十分まだ使用できる庁舎でございますので、当面は現在の状況でまずいかなければならないだろうなど。

ただ、これは進めていく場合、今後議論していく場合、当然その地区の住民サービスの低下にならないようにしなければならない。これは三つある庁舎が一つに集約するというと、全く住民の方々に今よりは不便がなくなるということはないわけでございまして、何かしらやはり若干遠くなる、そういう部分は出てくるわけでございます。ただ、執務的な部分等々、我々緊急な会議、そういう打ち合わせになったときにはやはり南部分庁舎からすぐ来たとしても20分、30分、こういう移動時間があるわけでございます。そういう部分も踏まえ、また将来本庁舎一本化にしていく場合にどういうふうに住民には迷惑がかからないのかと、最低限度住民の方々が主に利用する窓口、こういうのを残しながらとかと、課題はまだまだいっぱいあると思います。そういうことも踏まえながら将来に向けての議論、こういうのは当然していったって、私は当然のことではないのかなと考えてございます。

そういう中で、当然議員の皆様、また町民の皆様、それぞれ考えというのはあろうかと思えますけれども、よりよい形でどういう方向になっていっても納得できるような議論、検討というのはぜひ一緒にしていきたいと思っております。

次に、雇用促進住宅の件でございますけれども、立花議員には平成20年9月と12月議会において2回ほどご質問いただいて答弁をしております。そのときと私の考えがまず変わっていないという部分がありますけれども、一つは以前からもその理由という部分のお話をさせていただいております。いずれ建てかえ、またあそこはご存じのように、これも毎回お話をしておりますので、エレベーターがついていないと。そしてまた、建物の構造が1棟にエレベーターを1カ所つけば済むという構造ではなくて、1棟の中が3分割されておまして、壁があって、端から端までは通り抜ける形ができない構造でございます。そうすると、当然エレベーター設置になると1棟に3基、2棟となると6基という財政的な部分、また修繕、そういう部分等々もあります。そういうことで今後、独立行政法人雇用・能力開発機構で管理しているわけでございます

けれども、金額的な部分、またいろいろな部分での機構さんの考え、またいろいろ変化も出てくると思っておりますので、そういう部分については動向をしっかりと注視しながら、我々にとってもまず条件が変わるなり、別な条件等々が出てくるようであればまた考えてまいりたいと思いますが、現段階は安い買い物をしても最終的には高い買い物になってしまったということも非常に考えられることもありますので、今の段階においては前回答弁した部分と同じであるということで何とかご理解をいただきながら、今後しっかりと注視してまいりたいと思っております。

次に、大きな項目の基金の取り扱いについての中で、財政調整基金と地域振興基金でございます。

初めに、財政調整基金についてでございますが、平成22年度末、基金残高は6億9,800万円となっており、町村合併前年度の平成16年度末でございますが、残高6億6,100万円と比較しまして3,700万円の積み増しを行うことができました。

この財政調整基金の目的でございますが、議員の皆さんもご存じのように、災害等不測の事態に備えるとともに年度間の財源の不均衡を調整するとしており、例えば平成11年度のような大きな大雨、災害が発生した場合、またあるいは先般の3月11日の東北地方太平洋沖地震のような非常に大きな震災、災害が発生した場合等々、多額の災害対策費用が必要になるわけでございまして、このような事態を想定しながら基金というものは準備をしておかなければならないものというふうに考えてございます。

また、年度間財源調整につきましては、普通地方交付税の合併算定替制度という優遇措置があるわけでございます。町村合併から11年後の平成28年度より段階的にこの優遇措置が削減されてまいります。そして、平成32年度までの5カ年間で廃止になります。これによりまして、普通地方交付税と臨時財政対策債を含め、毎年約2億4,000万円ほどが減額になっていくという推測を立ててございます。そして、平成33年度以降には現在よりも約12億円の減額となるものと試算しておりまして、そのときに極端な行政サービスの低下を招かないために先んじて今準備をしているところでございます。先ほど言いました12億円が年間で減るということは、現在が大体当初予算100億ぐらいを組むわけでございますが、それが平成33年以降になると88億という状況になっていくと、そういう部分、将来的な部分を見据えながら財政基金というのは考えていかなければならないなと思っております。

災害という不測の事態や合併算定替終了後に確定している交付税などの減額に対応するため、基金残高は先ほど申し上げましたが、ある程度の確保はやはり必要だと。我々の規模で財政調整基金が多いのだろうか、少ない額だろうかというところは非常に皆さんも気になる場所だと思います。

います。

参考としまして、東北地方でございます。我が南部町と人口や財政規模が大体類似しております規模の町が5町ございます。当町と比較しますと、町村名出して失礼な部分もあろうかと思いますが、わかりやすくするためにご理解をいただいて、まず一番近いお隣の五戸町でございますが、3億2,000万円ほどとお伺いしてございます。また、東北町でございますが、ここは14億5,000万円ほどと。そして岩手県山田町、私ども子供たちと交流があつて、今回の復興等に支援させていただいております山田町につきましては6億4,000万円ほどと。秋田県三種町においては7億6,000万円と。同じく美郷町という町がありますが、ここは12億円の財政調整基金を保有しているということから、南部町、ちょうど中間ぐらいといえは間ぐらいの額になるんでしょうか。そういうのが類似団体の状況でございます。

次に、地域振興基金についてでございますが、平成22年度末基金現在高は8億7,000万円となっております。ご承知のとおり、町村合併により新たに設置した基金でございます。平成18年度から毎年1億7,300万円を積み立てておりまして、10年間で17億3,000万円を予定してございます。これは市町村合併によりまして、国からの指示等によって合併市町村はどこでも基金積み立てしている地域振興基金であるわけでございますが、この目的であります地域住民の連帯強化と均衡ある地域振興に資するとしておりまして、町村合併後の地域間格差是正のために設けられておるものでございます。

ただし、基金の原資でございますが、これはあくまで合併特例債でございますので、95%が借り入れしての積み立てという特例債でございます。当初国からの指導としましては、町村合併後10年間は取り崩しを認めておりませんでした。現在は特例として、償還が終了した分については取り崩しもやむを得ないという判断を示してございます。南部町としましては、初年度に積み立てした平成18年度分、1億7,300万円でございますが、ここの部分については今年度23年度で5年間の償還が終わりますので、平成24年度からはその1億7,300万円、初年度分については取り崩しは可能と、ここは当時と変わりました。

地域振興基金の今後の使途についてでございますけれども、来年度から取り崩して事業に充当するか、またある程度まとめて大きな事業に充当するかということについては今後、来年度予算等々、各課から上がってくる事業計画、またそれぞれの地域から要望されている計画等を精査しながら、来年度の予算編成時に検討していかなければならないなと思ってございます。

仮に取り崩しをして事業に活用すれば、それはすなわち住民サービスへの向上に寄与できるものでございますが、単に財源不足を補うために、不足しているんだと、だからそこに穴埋めで利

用しようということは極力避けていかなければならないなと思っておりますし、基金の設置の趣旨を踏まえながら計画的に活用していかなければならないと思ってございます。当初10年間は取り崩しを認めないという国の方針というのは恐らく、先ほど申し上げました合併後10年後から交付税または優遇されている合併特例債等々がなくなっていくと、そういう事態に備えて積み立てをしておくべきだということなんだろうなと思うわけですが、それぞれの合併した市町村もやはり合併していろんな要望が当然あるわけでございます。そういう部分に少しでもこたえながらという部分もあって、取り崩しをしながら進める町村もあるようですし、また将来のそれなりの事業等に活用すると、いろいろな考えがあろうかと思えますけれども、今後私どももそこはどういう活用方法がいいのかというのはしっかりと検討していきたいと思ってございます。

次に、大きな項目の自然エネルギー導入について、また雇用拡大についてでございますけれども、第37回議会で工藤久夫議員さんのご質問にもお答えをしておりましたが、これからは今回の震災含めながら、自然エネルギーに移行していくという考えは当然私のみならず、それぞれの自治体の首長の皆さんもこれは考えているのではないかなと思ってございます。

当町では、太陽光発電を福地小学校で導入しておりますが、規模的には雇用につながるという規模のものではございませんが、一部導入してございます。現在、医療健康センターの建設に当たり、太陽光の活用を今検討しているところでございます。何分ご存じのように、太陽光とまた他の自然エネルギー等々についてもコストが非常に高いというのはご存じだと思います。

その中で、先ほど私どもも今後住民の方々の部分は考えていかなければなりません、公共施設等に太陽光発電、既存のものにつけていく場合のコスト、そしてまた公共施設等に設置するだけでは直接的な雇用にはつながっていかないだろうなと。設置はされるということでございます。ただ、今後当然、医療健康センター含めながら新築、そういう部分というものは特にやはり視野に入れていかなければならないなと思ってございます。

我々もいろいろ前回の工藤久夫議員さんからのご質問で風力、小水力、太陽光、またバイオマス等々、勉強させていただきましたが、非常にコストがやはり高くなるというのと、特に風力の場合、10日ほど前だったでしょうか、新聞でそこはある程度成功したところの記事でございましたが、慎重にいくべきだと。相当、風力は調査をしてからでないとな間通してきっちり安定した風力がないと、これは赤字、現在たしか国内では7割ほどが赤字であるという記事も前に載っております。私どももいろいろな首長さんたちとも話をしながら、やはり本当に風力の場合は風の調査がきっちりされていないと後で大変なことになるよということもお聞きしたりしていますので、我々の地域にどの部分が可能なのか。小水力、これ非常にテレビ等でも話題になってお

りますが、こういう部分について少し私どもも町内において可能なのがどのぐらいあるのか、そういう部分についてはちょっと調査をしながら検討してみたいと、このように考えてございます。

次に、バーデハウスにおける利用券の利用拡大でございますけれども、現在65歳から69歳までの方々は全館利用については1,000円の料金のところ370円のご負担をいただいていると。これは従来と同じでございますが。ほとんどの方々が全館というよりはおふろの利用の方でございます。65歳から70歳以上の方々も含めて、ほぼおふろの方々は無料で利用をすることができます。そしてまた、合併当初バーデ施設のみでございましたが、いろいろ要望がありまして、平成21年度からチェリウスのおふろのほうも対象となってございます。これは合併当時から福地地区は2回ということで、ただ私どもも2回を全町に拡大すると財政的な部分の影響もあるということで、その分ただ全町内の町民の方々が利用できるような対象として月1回にさせていただきました。そして、当初は月1回、その月でなければ利用できないと。ここを利用者の方々から、行けない月もあるし、特に農家の方々は農繁期とかになると行けないときもあると。集中して冬場が主になると思いますが、そういう形で月指定ではない利用券にさせていただきたいという要望がありました。現在はそこにこたえまして、まとめて利用できるようにもしてございます。

ただ、最初この利用券の担当課、またバーデのほうの担当者等々と話をしたときに、拡大等も含めて基本的には健康増進公社、健康づくりの施設であると、単なるおふろに入るだけの施設ではないんだということで、ただ現実的にはそういう方々が一番利用しているんじゃないかということで、現在1回にさせていただいております。ただ、地区によって、やはり福地地区の皆さんは利用率は高いです。やっぱり距離的な部分がどうしてもあるんでしょうか。資料から見ますと、順次、名川地区、南部地区というふうに利用率が下がっていっていると。バスも出しながら利用いただいているわけでございますが、今はまず我々、今利用されていない方々、そういう方々もしっかりと利用していただけるようにまずは取り組みをしてまいりたいなと思ってございます。

立花議員さんからは福地地区だけでもというお話がございました。いろんな部分で本当にそれが実施することになれば、また他の地区からという、ここは立花議員さんも重々そこはおわかりの中で、でも当初福地地区の方々が2回だったんだと、そういう町民の皆さんのお気持ちを察してのご意見だと思いますので、そこは私もしっかりとそういう地域の皆さんの気持ちも心に入れながら、そしてまたより多くの方々が利用できるようにしっかりと取り組みをしてまいりたいなと思ってございます。

本当に合併しまして、それぞれの旧町村、何千項目という中で全部これを上のサービスに合わ

せていくと、これは皆さんもご理解できるように大変な事態になりますし、そういう中で物によっては今までよりちょっとサービスが下がったんじゃないかと、ただ、ある項目については逆に合併前よりもサービスは上がっているという、そういうのもお互いの地区の事業においてございます。何とかそういうバランスを考えながら取り組み、また立花さんは先般アンケート調査をしまして、私のところにもお届けをいただきました。それぞれの町民の皆さんの声と、そういう部分も見させていただきまし、心でしっかりと受けとめながら、できるもの、そういう部分一つ一つ、これは取り組んでいきたいと思っておりますし、またそれぞれの地域で議員の皆さんも地域のご要望をいただいているというのを議会中に限らずお聞きしてございます。一つ一つしっかりとまず取り組みはしながら、またある中ではご理解もいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（佐々木元作君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 大変丁寧な答弁をいただいたわけではありますが、まず最初の再質問であります、庁舎の件についてであります。現在のやり方を守っていくとの町長の答弁があり、これは住民の皆さんが大変心配していたことですので、よい答弁をいただいたと考えております。これですっきりしたと思います。

ところで、町長の答弁で住民サービス課を変えていくとかのお答えがあったと思いますが、現在その住民サービス課の業務内容を総合支所的なやり方にしてほしい、こういうことは改善できないのかという話がありましたが、それと同じようなことをお話しされているのでしょうか。この点をご確認したいと思います。

私どもも本庁舎、分庁舎の件につきましては、どうしても合併してすぐの時期に本庁舎をある地域に建てるというような話が出てきますと、これははっきりとお答えをいただかなければならないし、さまざまな分野で町長も分庁舎方式がいいのかというような話があり、住民の皆さんが不安に思っていたところでこの質問をしたわけであります。

次の雇用促進住宅であります、どうしても剣吉地区の皆さんはあの立派な建物をそのままにしているということに大変な不審や不満を持っております。確かに何度か私質問してまいりましたが、そのたびにエレベーターの取り付けということで大変費用がかかり難いとの回答なのでありますが、そこにこだわらずに若い皆さんの住宅確保とか、またひとり暮らしの皆さんの病室という考えに立ってでも、何としてでもこれを買取って利用していただきたい。本当に剣吉地

区は人口の減が激しく、寂しくなっております。全体を見なければならぬ立場もありますが、私剣吉地区の議員といたしましても、地域の発展もあわせて訴えていかなければなりません。国が勝手に雇用促進住宅の寿命は尽きたということではっきり切ったこと自体が大変な不満なのでありますが、それを自治体を買ってほしいという国の姿勢もどうかとは思いますが、使いようによっては人口増を図られる大変利用価値のある建物ですので、何としてでも町で買い取っていただきたいということを再度申し上げたいと思います。やはり、こういうところにこそ基金を取り崩していただきたいと考えております。いかがでしょうか。

財政調整基金また地域振興基金の内容、使い方についての説明はあったわけではありますが、しかし現在、町長がお示ししました金額よりも、私は調べましたが、これはことし7月現在の日計で財政調整基金は約8億8,000万円、地域振興基金は約8億7,000万円積み込まれております。さまざまな使い道を町長自身話されたわけではありますが、今このようにため込んでいける時期なのでしょうか。何としてでも町民の皆さんの要求実現のために使ってほしいわけではありますが、こういう例えがあります。不名誉な黒字、名誉の赤字と話された方もおります。今、住民要求にこたえようとするならば、ため込んだ金額の一部を取り崩しても、その皆さん方の要求にこたえる時期ではないでしょうか。今さまざまなところで財政調整基金を使ってでも国保税1万円引き下げよ、防災に強いまちづくりに予算を、若者の仕事おこしに力を入れよ、また子供の教育環境の充実をなどの声がわき起こっております。そのため込んだ金額をすべてなくせと言っているのではなく、基金の一部を取り崩して住民要求の予算化に充ててほしいと言っているのです。何としてでも町長との話し合いも持たせていただいたわけではありますが、具体的にどういう項目でどういうふうに使っていききたいというお答えをお聞きすることはちょっとできなかったと思いますので、この点での再質問を行います。答弁をお願いいたします。

自然エネルギーについての同僚議員にお答えいたしました答弁も引いての答弁でありましたが、現在、固定価格買い取り法案を2年前にも提起しておりましたが、太陽光、風力などで起こした電気の買い取りを電力会社に義務づける再生可能エネルギー買い取り法案が可決になりました。現在の電気料金には隠されたコストとして電源開発促進税などの原発付加金が含まれております。年間約3,500億円にもなるその税金を再生可能エネルギーの普及に活用するならば、電気料金への引き上げは抑えられると日本共産党は提案しております。再生可能エネルギー固定価格買い取り制度は再生可能エネルギー普及で成果を上げており、現在60カ国で実施されております。今、福島の第一原発事故を受けまして、町長もお話しされておりますが、原発に対する考えが変化してきております。原発はやめるべきだという声が多数聞かれております。再生可能エネ

ルギーの導入に対して自治体では、これは個人に対してですけれども、補助を出すべきではないかとの声も聞かれております。ぜひ実施していただきたいのでありますが、どのように考えるでしょうか。

バーデハウスにおけるお年寄りの温泉利用券につきましては、これはやはり合併前の数字がどうしても合併後回数が減らされたということになりますと、合併に対する住民感情が悪い方向に進んでまいります。そういうことでは、これからのまちづくりにも支障を来すわけです。福地地区だけではありませんけれども、その象徴がやはりバーデハウスにおける無料入浴券の回数となっておりまして、利用していただくように工夫されることは当然であります。バス路線などの問題でバーデに行きたくても行けないという声も聞かれますし、またこれはどうしても住民感情としては許されない気持ちになるのか、全く利用できない寝たきりの方にも名前となって渡される、そういう整理整頓もないがために、こういうところにも無駄ではないかという声も聞かれるのは確かであります。ですから、福地地区では申請方式ではなかったようですので、今のままでのやり方、配付でいいと思いますが、何としてでも回数をふやしていただき、合併前の雰囲気をももらいたいと考えております。そして、回数をふやしたことで健康増進ということが図られ、他の地域の皆さんも要求するのであれば改善はやぶさかではないのであります。ぜひ、この点をもう一度考えていただけないでしょうか。再質問いたします。

○副議長（佐々木元作君） 答弁は手短に。町長。

○町長（工藤祐直君） まず1点目の分庁舎等でございますが、現段階においては現在の方法でいかなければならないと、いかざるを得ないということでございます。将来的な部分については、当然1人で決められるような課題でもございませんので、そういう今後の将来はどうしていきべきかというのは議員の皆さんとも当然そのときはしっかりとご相談をしながら進めていくべきものだと考えてございます。

サービス班等でございますが、そこについても具体的に総合支所にするとか、そういう部分までの議論という段階ではありません。あくまでも先ほど将来的に一本化、一体化になっていく場合の中において住民の皆さんに大きな負担に、サービス低下にならないような考えでいかなければならないということを申し上げたところでございます。

それから、雇用促進住宅でございますが、本当に私も実はなぜ国のほうがいきなり、機構のほ

うでございますが、市町村のほうにと。しっかりと本来であれば建設した機構のほうが最後まで管理をするべきものでございます。そういう中で、非常にちょっと将来的な負担もあるということで、ほとんどの町村が買い取りをしてございません。恐らく同じ理由だと思いますが、当町もそういうことで踏み切れないでいるということでございます。不名誉な黒字、名誉な赤字、そういうこともあるのかなと思っておりますが、その中で我々はしっかりと逆に将来の子供たちにも大きな負担にならない、かけない、そういうことを現段階においても同時に考えて進めていくのがまた首長の責務でもございますので、そういうバランス、そういう中で基金を活用させていただくときというのは当然あるわけでございまして、現在においても財政調整基金を全く使用していないということではございません。調整基金はその年度で活用させていただいております。その中で極力、基金に1回使用しますと、もう一挙に減っていくということもありますので、決して活用しないということではなく、必要なものにおいてはやはり活用というのも考えながら来年度の予算というのを考えていかなければならないと思っております。

太陽光の部分、自然エネルギーでございますが、基本的に原子力、本当にこれは風力1基にしても年数40年と言われております。そういう中でここ数年で切りかえというのは不可能な話でございまして、しっかりと需要に対する供給に対する部分、そういう部分を考えてみますと、段階的にやはり自然エネルギーにこれはしていかなければならないという考えは持っております。その中で、南部町としてどういう部分がまず可能になるのかという部分は調査等をしていきたいと思っております。

あとバーデの利用券でございますが、やはり地区のバランスというのも考えての中でございます。一つの部分だけご要望されると、2回から1回という部分があるわけですが、町内の例えば街灯、今までは町内会さんで負担していたものを町のほうが全部支払いをしていると、そういうもろもろにおいては合併効果というのものもあるわけでございます。基本的には今まず1回の利用、それを多くの方々が利用していただくという部分を考えながら、その後またいろいろな部分で検討してまいりたいと思っております。

○副議長（佐々木元作君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 基金の取り崩しにつきまして、今町長のほうから答弁がございました。1点、財政調整基金につきましてご参考のために申し上げます。

平成16年度財政調整基金の残高が6億6,100万円ということで、平成22年度が6億9,800万円。

その間に、実は平成17年度には5億7,000万円まで下がっております。平成16年度に対して約9,000万円の減ということで、その年、年の財政事情に応じまして、しっかり積み立てるだけではなくて取り崩しもして対応をしている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木元作君） 残された1分59秒。

○12番（立花寛子君） 総合支所に住民サービス課を改善させていくのかどうか。このサービスは、やはり今3カ所あるのは住民の皆さんも職員の皆さんも大変なご苦勞は理解するところですが、総合支所というような仕事内容に現在の住民サービス課を改善されていくのか、1点お答え願いたいと思います。

また、私が今回基金の問題を取り上げましたのは、金額だけのやりとりではなくて、その金額をいかに住民のサービスに使っていくかのやりとりの内容でありますので、その中身のやりとりにはならず金額だけの話では大変一般質問の答えとしては残念な結果になりましたが、何としてでも住民サービスの向上のためには使っていただきたいということを述べておきたいと思います。

30秒になりましたけれども、総合支所的な内容になるのかどうか、その1点の答弁をお願いいたします。

○副議長（佐々木元作君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議員おっしゃる総合支所というのはどういうイメージをお持ちなのかちょっと私もぴんと来ないんですけれども、住民生活課というのはどういう形にしろ、住民生活課という課は残るというふうに私は認識してございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木元作君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩いたします。

（午前11時23分）

○副議長（佐々木元作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時36分）

○副議長（佐々木元作君） 一般質問を続けます。

4番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） 任期最後の質問をよろしく願いいたします。

私は第39回南部町定例会において、通告に基づいて、大きく2点の質問をさせていただきます。

本題に入る前に、ことしの3月の大震災の後の復興支援活動や多くのボランティアの皆さんの活動を振り返って、日本人のきずなの強さや被災地の一日も早い復旧、復興と、経済活動が早くもとどおりに元気になればよいという思いの強さに、改めて日本人の一体感の強さ、相手のことを思いやる心の大切さを心強く感じております。新しい内閣が誕生するようですが、一日でも早く被災地が元気になれるように、日本がもっと元気に、経済にも雇用にも明るさが感じられるように祈りながら、本題の質問に入らせていただきます。

まず1点目として、南部町の奨学金制度のあり方について伺います。

今までの活用状況と具体的な利用者数、返済状況等、実績と成果についてどのような結果が出ているのか、お答えをお願いいたします。

そして、今後の取り組みの方向として、改善すべき点やさらなる効果的な活用方法等、活用したい希望者にとってもっと利用しやすい制度や、卒業した後、地元で今まで以上に学んだ知識や経験を生かしやすい制度、返済方法や新たな方向を考えているのでしょうか。

なぜ私がこのような質問をするかといいますと、大分前になりますけれども、私の知り合いの息子さんが国立大学の医学部に合格して、お父さんが役場に奨学金の相談に行ったそうです。そしたら、そのとき窓口で対応していた担当の職員の方の答弁は、成績表とか何番目ぐらいだとか、どこさ行くっけとか、そういうお話が出たから、お父さんは耐えられずに次の青銀さんのほうに借りに行ったのかどこへ行ったかわからないけれども、別の奨学金を活用して、現在は首都圏の大学病院で活躍しております。過ぎたことかもわかりませんが、もし今までの時間を戻して考えたら、今の役場の担当の方であればどのような対応をするのでしょうか。せっかくこの南部町に生まれて育って、能力があって優秀な人材のもとで活躍できるようにバックアップすること、働きやすい場の提供や、起業、創業しやすい地域をつくることは、これは最も行政の大事な

仕事であると思います。今までの取り組みで改善すべき点、反省すべき点、どのようにお考えでしょうか。

次に、大きな2点目として、町内の県道整備計画と、それに伴った接続する町道の整備の進め方についてお尋ねします。

まず、町内の主な県道の中で、長期的な整備計画と進捗状況について具体的に説明をお願いいたします。特に私の住んでいる旧名川町の名久井地域は、将来のまちづくりという視点で考えた場合に、この地域住民の声をどのように具現化するかが重要だと思います。なぜなら、新しい町立病院も移転、また町営住宅の移転、商店街で長い間地域の住民の方々とともに商売を続けてこられた商工業者の立場から考えると、自分たちの商売はどうなるのか、お客さんの流れはどっちら変わるべかとか、大変な不安を感じていると思います。

また、国道のバイパス機能や高速道路へのアクセス向上など、県道の整備拡充は住民の便利性と交通安全対策のために大きく進めていかなければならないと思っております。町長の県道・町道整備拡充に対する思いはどのようなものか、答弁をお願いいたします。

最後に、効果的に少ない費用で効率的に道路整備を進めるという視点で考えた場合に、農地の基盤整備事業等の複合的な事業を推進することが時間的に投資負担の面からも望ましいと思います。複合的な事業形態で進めるような場合は町の負担率を上げるとか、主体的に進めるという今まで以上の積極的な対応も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

私が生まれて六十数年、こうしてみますと、名久井の一等地の田んぼなんかも昔の馬車馬道路で、これはもう行政の人たちもわかっていると思うんですけども、全然改善につながっていない。また、こうした大きな被害も出ていれば、ますますどんどんおくらせていくと思っております。どうかその辺、町の将来、明るさを感じられる答弁を期待して、4年間の任期最後の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木元作君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町の奨学金制度でございますが、これは教育委員会のほうから答弁をいたしますが、基本的に職員のほうは必要な書類関係の部分をお聞きしたのだらうと思います。そういう中で、教育委員会のほうも返済期間等々の見直しをしながら、また利用される方々に相談をしながら取り

組みをしているという進め方をしてございますので、ご理解をいただきながら、詳しい部分はその後教育委員会のほうから答弁したいと思います。

私からは県道の整備と、それに伴う町道の整備の進め方でございますが、県道の中長期的な整備計画等々でございます。

まず、県道の中長期的な整備計画と進捗状況についてのご質問の中で、県では中長期的にわたる整備計画は策定していないと。県道の未整備区間については、現在実施している路線の区間が終了する時期に実施計画を進めるということでございます。私どもも合併して県道、当然本数もふえたわけでございまして、県道、県のほうにお願いをしてございます。そういう中で、回答は一つの計画路線が完了した後に新たな路線に入っていくと、いつもこういう答弁なわけでございますが、現在実施されている路線は4路線でございます。県では整備計画の進捗率の詳細な数値を示していないため、整備状況についての主要地方道から一般県道の順にご説明をいたしたいと思っております。

まず、主要地方道名川・階上線でございますが、剣吉踏切を改良するため、剣吉橋から国道104号への接続させる道路改良工事で、現在は用地買収の段階で、平成22年度までに関係者総数67名でございすけれども、うち21名の用地買収が終了してございます。

次に軽米・名川線、104号の交差点改良でございますが、これは4号線、幾久屋さんのところに出る道路でございます。ここについては平成22年度まで道路の盛り土工事が終了してございまして、現在、形的にまずおわかりになると思っておりますけれども、そこまで今進んでおりまして、接続も早くお願いしていかなければならないと思っております。

それから、一般県道名久井岳公園線でございますが、県道沿いの千本松を保存するため、チェリリン村総合案内所付近からルートを変更し、水沢集落に向かい、途中法光寺、水沢集落の墓地付近で右折をして法光寺の県道へ接続させる道路改良事業で、平成22年度にチェリリン村総合案内所付近の改良工事を行ってございます。

次に、櫛引・上名久井・三戸線、福田地区圃場整備の森越より県道名川・階上線の交差点までの道路改良工事でございますが、地権者は54名でございまして、事業の説明会は終了し、事業実施についてはもうほとんどの方から了承いただいております、今年度から用地交渉に入り、一部道路改良工事に着手することになってございます。

いずれの事業についても、合併前の採択、または歴代の関係者の方々、数十年または十数年かかってやっと今形が見えてきたということでございまして、できるだけまた早期の完成をお願いしてまいりたいと思っておりますし、どうしても県のほうも予算をいつも言われまして、県道の場合長

いスパンになってくるなという部分がございます。

次に、住民の意見の具現化のご質問でございますが、県道整備については地域懇談会及び行政員会議等での意見または町内会さんからの要望があった場合には、意見及び要望の箇所を確認した後に内容を整理し、要望書を提出いたします。また、三八地方土木振興会及び地方行政連絡会議などの機関を通じて意見及び要望を行ってございます。また、事務的には三八地域県民局地域整備部へ意見及び要望を調書として毎年まず提出をしております。

県では、要望がなされた事業について県全体の公共事業評価を行い、事業のランクづけをし、重要度の高いものから順に計画を実施していくということでございます。

現在、当町において県の整備で実施している路線は進捗状況の質問に答えた路線のほかに、国道104号歩道整備事業と連携で行っている交差点改良含めた苫米地・免内線歩道整備事業を実施しておりますが、議員のご質問されました旧名川地区、名久井地区等の将来づくりの視点からとしましては、今後要望する路線は、道路の幅員が狭く交通の安全に支障を来している上名久井から上川原集落までの県道櫛引・上名久井・三戸線、または平から五日市集落までの県道軽米・名川線の改良、また野場地区、鳥谷地区においても非常に狭い部分でございます。こういう部分も一つずつ取り組んでいる、着手していただいている部分をまず早く完成をしていただきながら次に入っていかなければならない、そう思っております。

そして、この地区以外においても当然、要望書を強くいただいております、福田地区においては櫛引・上名久井・三戸線の埴渡字下滝田から法師岡まで及び、また中野・北高岩停車場線の杉沢集落を過ぎてからの杉沢穴久保集落入り口付近まで、この区間もお願いをしておりますし、南部地区においては赤石集落のバイパスの要望、これも地権者の方々からのご理解もいただいておりますので、あわせて毎年県、国の会議の場でもお願いをしております。

先般も、特にこれは国交省青森河川国道事務所との懇談会でございますが、苫米地・免内線の国道の歩道、それと県道がありますので、そこと剣吉踏切の部分、国道と県道でございます。特にここについては国と県との連携をしっかりとって取り組んでいただきたいと、こういうお話をさせていただきました。国のほうもしつかりと県とのお話は聞いていますということで、県道のほうも聞いていますということで、町も含めながらしっかりと連携をとりながら、議員おっしゃったように効率的な整備で進めることができるように努めてまいりたいと思っております。

それから、町主導による整備事業のご質問でございますが、地域総合的な整備事業が計画された場合において、町道、県道をそれぞれ町、県で単独で整備している事業を当事業に取り組み、町の意見を考慮した県道整備事業が実施されれば、先ほど申し上げました総合的な事業として効果

的な整備ができるものと考えておりますので、国とのまた連携、国と県との連携、県と町との連携、こういう部分をしっかりと構築してまいりたいと思っております。

現在は平成22年度から平成27年までの県の農林水産部の県営南部町地区中山間地域総合整備事業が実施されているわけですが、その中で県道南部・田子線に接続する二又地区町道が計画されております。当該県道につきましては、先ほどと重複しますが、毎年整備の要望をし、期間内に県道と町道の接続が実施されれば効果的な整備事業になりますので、しっかりと連携をし、取り組みをしながらいきたいと。しかしながら、県道の実施年度が未確定の部分が多いわけですし、中山間地域総合整備事業の最終年度内に整備が、県道の場合です、できないのが多いわけですし、このような場合には逆に町道整備が先行していく場合というのもあります。県のほうだけ待っていても同じ町道もおくれるという部分がありますので、そこはその路線路線によって異なる部分がありますが、県道が先行する部分と、逆に町道が先行して整備に取り組むということもあることをご理解いただきたいと思います。

また、圃場整備事業等に絡めての道路整備でございますけれども、圃場整備をするときは道路整備も非常に取り組みやすい点がございまして。当時、上名久井地区第1土地改良区でございまして、町のほうも県道のバイパス含めて町道農道の計画を進めていこうということで動いたことがございましたが、当地区の地権者の方々が非常に多い地区でございまして、地権者のほうが土地改良区のほうがまとまらなくて着工できなかったという経緯がございまして。現在、福地地区の苦米地地区圃場整備を行っておりますが、ここの地区は当初計画になかったんですが、逆に地権者の方々がまとまりまして、何とか早期に整備してもらえないかという部分がありまして、前回議員の皆様にもご説明を申し上げ、予算計上してもう着手になっているわけですが、そういう地域がまとまれば早く逆に着手できるものもありますし、やはりまとまらなければどうしても踏み切れないと。先ほど工藤幸子議員さんからの道路関係も同じでございまして、私どもは平成25年度までに整備してまいりたいという考えで進めていたが、用地交渉のほうが難航して2年延長しなければならないと、こういうこともございまして、まず地域の関係する方々も一つの気持ち、考えでなっけて取り組むことがまた早い着手にもつながっていくものと思っておりますし、私どもも財政的な部分でございますが、そういう地区がまず優先されていく、いかに得ないという部分もあるかと思っております。

いずれにしても、道路関係、県道、国道、町道含めながら、要望がいっぱいございまして。それぞれの地区から上がってございまして、バランスも考えながら、また必要度、当然入ってくるわけですが、勘案しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお

願いたします。

○副議長（佐々木元作君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） では、南部町の奨学金制度のあり方、そしてそれにかかわっての今までの活用状況について、さらには今後の取り組みについて、根市議員にお答えを申し上げます。

まず、奨学金制度の実績と成果でございますけれども、合併後6年間の貸し付け及び償還状況をご説明申し上げます。

平成18年度の貸付者数は117名でございます。うち新規の貸付者数は32名、そして貸し付けた奨学金の総額は4,916万円でございます。平成19年度の貸付者数は121名でございます。うち新規の貸付者数は21名、総額は4,575万円でございます。平成20年度の貸付者数は109名で、うち新規の貸付者数は32名、そして総額は3,936万円でございます。平成21年度の貸付者数は93名で、うち新規貸付者数は23名、総額は3,542万円でございます。そして、平成22年度でございますが、貸付者数は85名で、うち新規貸付者数は29名、総額で3,427万円になっております。平成23年度、今年度でございます。貸付者数は73名で、うち新規貸付者数は14名、総額で3,057万円の見込みとなっております。

なお、平成20年度からは一般会計によるものを廃止しまして、奨学基金による貸付制度に統合しております。返還につきましては、貸し付け終了後、通常それぞれの学校を卒業後になります。が、本町では卒業年度の翌年度から無利子で10年以内に貸付額の全額を返還していただくようになっております。また、平成20年度以降の貸し付けした者からは、貸し付け終了後10年間南部町に居住すれば貸付額の2分の1が免除される制度を活用しながら返還していただくようにしております。

現在、合併前の奨学金も含めまして、約200名ほどの方々から返還していただいておりますが、今般このような経済情勢の影響により計画どおり返還していただけない方もおります。このため毎月返還するよう変更したり、返還金額を見直して緩やかに計画的に返還させるよう相談に応じているところでございます。

本町の奨学金制度は毎年40名程度の募集枠を設けまして、選考基準につきましては他町村より利用しやすい学力基準または収入状況などを設定しており、現状では利用希望者への対応が十分に図られており、一定の効果を上げていると思っております。

次に、制度の改善点と新たな制度についての今後の取り組みとして、高校生対象の公立高校授

業料無償化が実施されておりますが、私立高校では所得により減額があることなどから、これまでと同様の募集枠を維持しながら、意欲のある子供たちや将来を担う子供たちが経済的な理由により就学を断念することのないよう、この制度をしっかりと運営していかなければならないと考えております。

また、南部町の子供たちが奨学金制度を公正かつ平等に有効活用できるよう広報でお知らせしたり、本庁、分庁舎の住民生活課サービス班をまた支所等に窓口を設けまして、周知徹底を図っているところであります。

また、この奨学金制度は貸し付け後の返還が正しくなされることを前提にしたものですから、返還金は新たな奨学生への奨学金に活用される大切な資金となります。このことから、計画どおりに返還していない方々には奨学金制度や返還の意義を十分に理解していただけるよう、今まで以上に努めていきたいと思っております。

以上、南部町の奨学金制度についての活用状況や今後の取り組み等についてご説明申し上げましたけれども、不足な部分は教育長または学務課長のほうで補足説明させていただきます。

以上でございます。

○副議長（佐々木元作君） 再質問はありませんか。根市勲君。

○4番（根市勲君） 本当にわかりやすく説明していただきまして、ありがとうございます。

何の商売も同じだと思いますけれども、窓口、受付がしっかりしないと、社長までも、町長までも届かない、それが現実ではないかと思っております。やはり、さきにも言っているとおり、南部町、この地域、きずなをしっかりと持って将来子供たちが南部町でよかったなと思われるように子供らに教育なり、そういう勉強を伝えてほしい。どうかひとつお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐々木元作君） 以上で、根市勲君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（佐々木元作君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月2日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 0 時09分)

平成 2 3 年 9 月 2 日（金曜日）

第 3 9 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

## 第39回南部町議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成23年9月2日（金）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

13番 川守田 稔

##### 1. 放射能汚染の実態把握について

14番 工 藤 久 夫

##### 1. 行政のスリム化、アウトソーシングの方向性について

##### 2. 町内各地区のコミュニティー活動の強化と地域の絆をどのように高めていくべきか

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員（18名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 工 藤 正 孝 君 | 2番  | 夏 堀 文 孝 君 |
| 3番  | 沼 畑 俊 一 君 | 4番  | 根 市 勲 君   |
| 5番  | 松 本 陽 一 君 | 6番  | 河門前 正 彦 君 |
| 7番  | 川 井 健 雄 君 | 8番  | 中 村 善 一 君 |
| 9番  | 佐々木 勝 見 君 | 10番 | 工 藤 幸 子 君 |
| 11番 | 馬 場 又 彦 君 | 12番 | 立 花 寛 子 君 |
| 13番 | 川守田 稔 君   | 14番 | 工 藤 久 夫 君 |
| 15番 | 坂 本 正 紀 君 | 17番 | 佐々木 元 作 君 |
| 18番 | 東 寿 一 君   | 19番 | 西 塚 芳 弥 君 |

#### 欠席議員（2名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 16番 | 小笠原 義 弘 君 | 20番 | 佐々木 由 治 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長       | 工 藤 祐 直 君 | 副 町 長     | 坂 本 勝 二 君 |
| 総 務 課 長   | 小萩沢 孝 一 君 | 企画調整課長    | 坂 本 與志美 君 |
| 財 政 課 長   | 小笠原 覚 君   | 税 務 課 長   | 八木田 良 吉 君 |
| 住民生活課長    | 極 檀 義 昭 君 | 健康福祉課長    | 有 谷 隆 君   |
| 環境衛生課長    | 中 野 雅 司 君 | 農 林 課 長   | 中 村 一 雄 君 |
| 農村交流推進課長  | 福 田 修 君   | 商工観光課長    | 神 山 不二彦 君 |
| 建 設 課 長   | 工 藤 満 君   | 会 計 管 理 者 | 庭 田 富 江 君 |
| 名川病院事務長   | 佐 藤 正 彦 君 | 老健なんぶ事務長  | 麦 沢 正 実 君 |
| 市 場 長     | 工 藤 欣 也 君 | 教 育 長     | 山 田 義 雄 君 |
| 学 務 課 長   | 夏 掘 常 美 君 | 社会教育課長    | 工 藤 重 行 君 |
| 農業委員会事務局長 | 坂 本 勝 君   |           |           |

職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 根 市 良 典 | 主 幹 | 板 垣 悦 子 |
| 主 査     | 秋 葉 真 悟 |     |         |

---

◎開議の宣告

○副議長（佐々木元作君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第39回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○副議長（佐々木元作君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） おはようございます。

私は今議会において、八戸圏域水道企業団白山浄水系においてのセシウム134、137が検出された事例について、町の把握状況とその対処等々を聞きたいと思います。

冒頭にも申したとおり、八戸圏域水道企業団白山浄水系において、浄水処理プロセスにより発生した汚泥よりセシウム137、134が検出されたとの新聞の報道がなされました。水道水については3月の測定開始以来、放射性物質の検出はないとのことであります。この新聞の記事を読んで感じた率直な感想は、何ゆえに水道水への放射性物質の移行がなかったのかということでありました。当然、水道水への放射性物質の移行があっておかしくないと考えました。そういう理由から、次の2点についてお伺いいたしたいと思います。

一つ目に、八戸圏域水道企業団の行っている浄水処理のプロセスの詳細を説明ください。

二つ目に、セシウム134、137を検出した際の汚泥及び水道水のサンプリング方法をご説明ください。詳細にご説明ください。

さらに３点目として、八戸圏域水道企業団白山浄水系での放射性物質による汚染の報道により、この地域一帯での放射性物質による汚染の事実が明らかになったと考えます。そこで、当町においては、南部町内及び周辺地域の大气、土壌、水系の放射性物質による汚染の実態をどのような手段をもって把握するつもりでおられるのか。また、得られたデータをどのような手法によって評価するのか。また、それらのプロセスにおいて特別な対応が必要な場合の対応策について、町当局の考えをご説明いただきたいと思います。

また、今議会での補正予算において、放射能測定器の購入のための予算措置がなされているとの町長の提案理由の説明がございました。通告外ではありますが、その測定器の機種、性能、使用用途等々、あわせて説明いただければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木元作君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、放射能汚染の実態把握についてという項目の中で大きく３点のご質問だと思いますが、最初に水道企業団の行っている浄水処理のプロセスについてのご質問でございますが、八戸圏域水道企業団からの情報、また確認をしたことによってお答えを申し上げたいと思います。

八戸圏域水道企業団の白山浄水場では、馬淵川系と新井田川系の二つの水源を利用して水道水をつくってございます。馬淵川では川中島ポンプ場、新井田川では是川ポンプ場において、それぞれの川水を沈砂池という施設で砂や泥などを沈殿させてから白山浄水場までポンプで送ってございます。

白山浄水場では、最初に着水井という施設でにおいや有機物などを取り除くための粉末活性炭とpH調整のため硫酸を注入してございます。次に、急速攪拌室において、濁りを取り除くためポリ塩化アルミニウムという薬品を入れまして、フロック形成池でゆっくりとかきまぜ、沈殿池という施設でその濁りを沈めております。次に、消毒のための次亜塩素酸ナトリウムを注入し、急速ろ過池へ送り出し、わずかに残っている濁りを砂と砂利の層でろ過してございます。そして最後に、薬品混和室で水道管保護のため消石灰を入れてから配水池へためて、配水池からは自然流下により一般家庭や事業所等へ配水されるほか、馬淵配水池や白山配水塔、南高台配水池など中間配水池へも送水されてございます。

以上が水道水の浄化処理のプロセスになります。

次に、セシウム134、137を検出した際の汚泥及び水道水のサンプリング方法についてでございますけれども、企業団との確認によりますと、東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故以来、放射性物質の拡散による影響がないか、水道水の放射性物質の測定を行っているということでございます。

水道水中の放射性物質の測定については、3月25日から白山浄水場内蛇口では週2回、三島浄水場内蛇口では週1回の頻度で、青森県原子力センターと財団法人環境科学技術研究所で検査を行い、これまでの結果においては両浄水場の浄水からの放射性ヨウ素や放射性セシウムは検出されていないとでございます。

セシウムを検出した際の汚泥についてでございますが、放射性セシウムが検出された汚泥は3月11日の大震災以降に発生した汚泥で、これも環境科学技術研究所で測定した結果、河川から引き込んだ原水に含まれる砂、泥を排砂池で乾燥したものからは、川中島ポンプ場では1キログラム当たり23ベクレル、是川ポンプ場では99ベクレルが検出されたと報告いただいております。

また、浄水処理工程から発生した汚泥を貯留・濃縮した後に乾燥させる施設、天日乾燥床10カ所のうち2カ所の汚泥から37ベクレルと15ベクレルが検出されましたが、いずれの汚泥も100ベクレル以下で、通常の産業廃棄物として取り扱いできる低いレベルであり、この浄水発生土による浄水場周辺への放射線の影響はないということでございます。

八戸圏域水道企業団では今後も引き続き測定を継続し、適正な処理及び管理を行い、平成23年6月16日付で厚生労働省から通知された放射性物質が検出された浄水発生土に関する当面の考え方に基づいて、関係機関と調整しながら取り扱いを決めることとしてございます。

次に、町内及び周辺の放射能汚染の実態把握、評価、また対応等についてでございますけれども、現在県では東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響の有無を確認するため、環境放射線の監視を行ってございます。

空間放射線量率の測定については、毎日県内20カ所のモニタリングステーション及びモニタリングポストで観測をしてございます。その測定データにつきましては県のホームページに掲載されており、そのうちの県環境保健センターの測定値については新聞に掲載されているところでございます。

国が定める空間放射線量率の安全基準は、毎時0.114マイクロシーベルト以下であります。本県の測定データにつきましては毎時0.015から0.040マイクロシーベルト程度で、安全基準以下の値であり、異常は認められてございません。また、雨水やちりといった降下物につきましても

環境保健センターで毎日測定してございますが、現在までに放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、137は検出されてございません。

当町においての放射能の実態把握及び対応といたしましては、7月12日に県環境生活部原子力安全対策課が福地多目的広場におきまして、地上1メートルの高さでの空間放射線量率を測定いたしました。その結果、測定値は毎時0.028マイクロシーベルトで、異常は認められませんでした。

現在まで県内全域において放射能汚染の心配はないというものの、町の対応といたしましては原子力安全対策課が放射能を測定したものと同型の放射能測定器サーベイメーターを整備し、町内の環境放射線の監視を強化してまいりたい。今回、補正予算で計上させていただいたわけでございますけれども、県の検査だけではなく、今後町としても機械を購入し、しっかりとした住民の方々が安心できる、そういうデータを提供してまいりたいと思っております。

なお、本日の新聞のほうにも掲載されておりましたけれども、現在、県産リンゴの検査が始まりまして、県南のほう、私ども果樹の町でもございます。南部町も検査の対象になりまして、園地から津軽を2キロずつ採取して検査いたしましたけれども、安全が保たれているということで問題ないと、検出されていないという報道がなされてございます。全体的にはまず基準値以下が主でございまして、まずは私どもの地域は安全に生活できると。また、農作物につきましても、この後市場のほうからも答弁いたしますけれども、市場のほうの検査を今まで行った部分についても検出されていないという報告が来ておりますので、まず安全であるということをしかりと町民の皆様にも周知をしながら、ただ安全といってもそれぞれ風向き等で若干の変化が出てくる可能性というのはやはりあるわけでございますので、しっかりと町としても検査をしながら対応してまいりたいと思っております。

あと、それぞれ担当課によってまた答弁させていただく部分がございまして、健康福祉課、環境衛生課、農林課、町営市場等についても問題がございませんけれども、私の後に課長、場長からも答弁をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（佐々木元作君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 町長の説明に若干補足させていただきます。

健康福祉課としましては、人体に対する健康影響に大変不安を感じている方が多いということで、青森県では健康に不安がある方は青森県医療薬務課に相談するということになっておりま

す。

また、町長の答弁にもございましたが、リンゴや飲料水、汚染されたものが町民の口に入る可能性はないものと考えておりますが、一応各機関では検査して安全だというもののだけをとっております。

ちなみに、放射性ヨウ素の暫定規制値は乳児が1年間摂取し続けた場合の線量限度で、飲料水は12ベクレル毎キログラム、野菜では117ベクレル毎キログラムとなっております。ただ、この単位はどういうものかという質問がたまたまありますので、この規制値の飲料水、12ベクレル毎キログラムの飲料水を500cc飲めば、シーベルトに換算すると0.132マイクロシーベルトの被曝量、野菜は500グラムを食べた場合は1.287マイクロシーベルトの被曝量と計算できますので、これらの摂取量が健康に害を及ぼす危険のある基準値ということが言われております。

この規制値は3月17日に厚生労働省、原子力安全委員会により示されたものであり、食品の安全委員会においてもこの基準値が妥当であると認められたものであります。4月4日に開催された厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会でも、現状においてはこの暫定規制値を維持すべきものであると結論づけられております。

以上であります。

○副議長（佐々木元作君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 環境衛生課の関係でございますが、二又簡易水道につきましては安全確認のため、毎月法定水質検査を委託しております青森県薬剤師会衛生検査センターに放射性物質の測定を依頼いたしました。検査の結果、放射性物質のヨウ素131、セシウム134、137はいずれも検出されておられません。

それから、一般廃棄物を取り扱っている一部事務組合の対応でございますが、現時点での情報でございますが、放射性物質の測定につきましては三戸クリーンセンターでは放射性物質の測定は予定していないということでございます。

それから、三戸衛生センターでは放射性物質の測定は予定はしておりませんが、県外から納入される一部の薬品、活性炭でございますが、これを業者のほうから測定してもらってから購入する予定だということです。

それから八戸清掃工場では、八戸市では測定器を購入する予定で、購入後に測定をするということでございます。

先般、県で開催されました一般廃棄物に関する放射性物質の取り扱いについての説明会がございました。それぞれの一部事務組合もそれに出席しておりますが、県内は直接的に放射性物質に汚染されている地域ではないということで、国から一定の基準が示されていないということ、放射性物質の対応については今の時点ではいずれの一部事務組合も特に現時点では考えていないということで、国、県の指示を待っている状況だということでございました。

以上でございます。

○副議長（佐々木元作君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 農林課関係について、農畜産物についてですが、本県においては7月6日に県内4カ所で採取した牧草について放射性物質の検査をしたところ、農林水産省の設定した暫定許容値を下回り、検出されませんでした。これは田子でございます。田子町が行ってございます。

続きまして、8月8日に県内全市町村を対象に放射性物質の調査を実施した堆肥につきましても、放射性物質は検出されておられません。暫定許容値は放射性セシウム400ベクレル毎キログラムでございます。

また、本県は日本を代表する食料供給県であることから、安全性確保のため、平成23年7月26日から県産農林水産物の放射性物質のモニタリング調査を開始するとともに、県産牛肉についても全頭検査に向けて関係機関で協議してございます。10月から全頭検査に向けて本格的に対応するところでございます。

モニタリング調査は、平成23年7月から平成24年3月までに主な作物1,000件のモニタリング調査を行うもので、当町では9品目24検体を調査することとしており、8月23日時点で梨、桃、トマトのサンプリング調査を行っております。いずれの農作物においても検出されておられません。

その評価と対応についてですが、食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値に照らし評価を行い、モニタリング検査で異常値が検出された場合は精密検査機関である原子力センター等で精密検査を実施し、その結果はすべて県のホームページに掲載されると同時に、暫定規制値を超えたものについては出荷の自粛要請等の対応を行います。

従来、県で行っている空間放射線量率等のモニタリングにおいても、通常の範囲内ですが、今後とも注視していくとともに、消費者に安全で安心できる農畜産物を供給するため、国、県の関

係機関などと連携を図りながら万全を期していきたいと考えております。

なお、米については8月26日に県主催の説明会において、国の原子力災害対策本部の指示に沿った調査を実施する旨の方針が示されました。その内容は、県内40市町村の米について収穫後、乾燥調製作業が終了した制限米をゲルマニウム半導体検出器で分析するもので、分析の結果、安全であることが公表されるまでは米生産農家等に出荷・販売・譲渡の自粛等を求めるものでございます。これを受けて、町では9月上旬に生産者へ内容を周知し、分析、結果の判明については9月下旬の早い時期をめどに進めております。米は国民の主食であり、生産量も摂取量も多く、長期保存が可能であることから、入念な検査を実施することとなっております。

以上であります。

○副議長（佐々木元作君） 市場長。

○市場長（工藤欣也君） 市場からですけれども、当市場においては当町の特産物であります豊後梅の安全をより一層確かなものにするために、市場では市場出荷前の豊後梅の放射性物質、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、137の精密検査を青森県薬剤師会衛生検査センターに依頼して検査してございます。この検体は7月12日に南部町内の園地から採取された豊後梅でございます。

放射能検査の結果、放射性ヨウ素、放射性セシウム、いずれも不検出となりました。なお、梅の食品衛生上の暫定規制値は放射性ヨウ素2,000ベクレル毎キログラム、放射性セシウムが134と137の合算値で500ベクレル毎キログラムとなっております。この結果については町営市場のホームページに掲載し、放射能測定結果書を公開しております。

以上でございます。

○副議長（佐々木元作君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 先ほど最後の質問で放射線測定器のことということでございましたが、今回補正予算に消防の防災費に測定器の購入経費を計上させていただいております。

基本的には、先般町長申し上げましたが、7月に県の環境衛生部の原子力安全対策課が当町の多目的広場において空間線量を測定した機器と同じものを購入したいと。県のほうとも相談して、十分ではないかということで、ガイガー・ミュラー方式で基本的にはガイガーカウンターという

ふうに言われているものでございまして、ベータ線、ガンマ線等の測定が可能なものと。大体1台50万ちょっとぐらいのものを2台購入する予定で、総務課と健康福祉課に配備する予定でございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木元作君） 再質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 多岐にわたるご答弁ありがとうございます。

この一般質問でこのことを取り上げようと思いましたが動機づけは、汚泥からセシウム134、137検出したのであれば、当然水から出てもおかしくないだろうというふうに普通、私としては考えたんですよ。それはどういう根拠かというと、セシウムというのは非常に化学的な性質がカルシウムという元素によく似ていると。似ているといいますか、生体内ではカルシウムと一緒に行動をとるという。原発の汚染水処理に使われている放射能除去装置ですか、あれはやはりカルシウムの分子構造にセシウムを置換させるという原理を使っているぐらいですから、非常にカルシウムと一緒に水中に溶解出してもおかしくないだろうという根拠でありました。皆さんの家庭はどうか分かりませんが、私のところは水道からやかんに水を入れて火にかけておけば水あかがたまります。とりもなおさず炭酸カルシウムですとかマグネシウムですとか、そういった元素の塊であります。そういうふうにミネラル分として水中に水道水の蛇口まで来ているということは、それはセシウムと一緒に運ばれてきてもおかしくないなという、そういう私の考え方でありました。

ところが、全く検出されませんということなものですから、これはおかしいな、どういうからくりがあるのかななんて思いながら質問の準備をしたわけなんですけれども、本当に検出されないのであればそれで構わないと思います。たとえ検出されたとしても、飲料水に不適切なレベルのセシウムが水道水にあるということも考えづらいと思います。

ただ、浄水プロセスをご説明くださいとお願いしたのは、ポンプ場で水揚げました、泥と砂を沈めて白山に送りますという説明ですね。その後は活性炭やらpH調整やらして、活性炭吸着したりpH調整して、ポリアルミニウム系でフロック形成してということですが、その水をポンプ場で揚げて、蛇口まで出てくる間のタイムラグというのがあると思うんですよね。水をつくって、ためて、実際に蛇口からサンプリングするということですよ。そのタイムラグがどの程度あるのかとか、そういうことが知りたかったんですよ、本当は。ですが、週に2回ですとか週に1回

サンプリングしているということですから、時間的な差はどういう影響だったのかなというのははかり知れませんけれども、その辺の確認した事項がありましたら改めて説明してください。

それから、揚げ足をとるわけではないのですけれども、町長の先ほどの説明に住民が安心できるデータを云々という発言がありました。私は今回、危害リスクを放射性物質にして、そのフィールドを馬淵川、新井田川、白山浄水系のポンプ場というところを設定して質問していますけれども、物の見方というのは残留農薬であったり、ふだん質問していることと同じ考え方をして質問いたしています。そういう考え方からすると、いろいろな答弁をいただきましたけれども、検出されませんでしたから安心だと思いますとか、まず安全であるということを口に、答弁としてはそういうふうな心理になるのは当然なのかもしれませんが、危害分析というプロセスを考えますと、安全なデータが、今回のデータは安全だったからそれはいいと思いますよ。ですけれども、もし安全でないデータが出たときにどうするか、どう対処するか、どう物を考えるか、何を基準にしてどう対処するかということを考えるのが危害分析なわけですし、そもそも物の考え方というのはその入り方を履き違えているんじゃないのかなという感想を持ちました。

重ねて、農林課長の答弁の中で、ゲルマニウム半導体式の検知器ということをおっしゃいました。検知器にもいろんなタイプがあって、それぞれの検出方法が持つ特性を持っているわけですが、これも揚げ足をとるわけではないんですけれども、ゲルマニウム半導体式ということであれば、これは長時間この辺につけて、そういう放射線の危険のある作業員たちが被曝量のチェックをするためには有効な検知方法かもしれませんが、長時間にわたる累積をカウントしていくには有効な方法かもしれませんが、何分かの短時間の中でそれを検出しましたということにおいてはそもそもが使い方を間違っているんじゃないかという気がします。

今度町で購入されるガイガー・ミュラー式、これに関しても放射線にもアルファ線があってベータ線があってガンマ線があって中性子線というのがあるようですけれども、これを全部一緒くたにして1回のカウントということでカウントしますよね。つまりは、アルファ線が飛んでいるのかベータ線が飛んでいるのかガンマ線が飛んでいるのか、そういった線種の検出というのは不可能ですよ。不可能ということは、単にシーベルト換算するときの基礎的なデータは得られないということです。問題なのは、多分食の安全安心ですとか、そういった場合にはやはりどういう種類の放射線が出ているのかということを的確に把握することが大事だと思うんですが、何かちょっと目的と方法論を履き違えているんじゃないのかなというような気がしました。

それから、お答えいただきたいのは、2台買って、どこの課ですか。それなりの職員が持ち歩くということですね。どういうふうな測定の仕方をするのか。例えば、うちにも来てくださいよ

というような要請があれば行ってはかるのか。はかって出たデータをどのように説明して歩くのか。また、それぞれの測定値のデータを町として公表するのかなどなのか。そういったところをお聞きしたいなと思います。

サンデー毎日 9月4日号をちょっと買ってみましたら、田子の牧草から20.7ベクレルですか、十和田市の稲わらから37.9ベクレル・パー・キログラムのそれだけの放射能が検出されたというデータがあったりしました。出ていませんという、いろんなところの情報が錯綜しているわけですから、錯綜しているという状況においては仕方ないと思いますけれども、余り危害分析という姿勢からすると、自分らが期待したようなデータを手厚く扱うような姿勢というのはちょっと間違っているような気がします。出たデータをそのまま冷静に分析するという姿勢を求めたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○副議長（佐々木元作君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず私のほうから答弁した後にそれぞれ担当課長のほうからも答弁したいと思いますが、住民の皆さんが安心できるデータというのは素直に受け取っていただきたいわけですが、私どもも検査をし、害がないと、そういう検査をしっかりと、一番こわいのが害がない、国でも基準を定めている中で基準以下、むやみに過剰反応といいますか、ただしっかりとそのデータというのは提供していかなければならないと思っているわけですが、それをちゃんと検査をして、人体また食品物に影響がないんだという安心を住民の方々にしてもらうためにそういう言い方をしたのでございますので、そこはご理解をいただいて、私どもも一つはその害がない中で、特に福島県そうだと思うんですが、いわゆる風評被害という形で2次災害的な部分がございます。特に私どもは果樹中心な農業地帯でございますので、そういう部分は検査器を購入しながら、検査もしながら、データを提供し、安全な、場合によってはしっかりと安心して下さいよと。仮に高い数値が出れば、先ほど農林課長のほうからもありましたが、そういう場合は当然出荷を停止していくとか対応していかなければならないわけですし、そういう部分を含めて今回の検査器も購入しながら、より県だけではなく調査を町でもして、また提供もしてまいりたいということでございますので、しっかり我々も提供しながら、その中で安全であるという部分のデータをしっかり示しながら対応してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（佐々木元作君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 水道水中の放射性物質の低減方策というものが6月21日、国のほうから示されまして、企業団ではそれに基づいて処理をしているということでございます。その内容でございますけれども、現在行っている方法としましては活性炭の処理で対応が可能ということで、白山浄水場では常時粉末の活性炭処理を行って、8月25日からは注入量を多くして対応しているということでございました。

以上でございます。

○副議長（佐々木元作君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 農産物のほうの機械なんですけれども、先ほど川守田議員がおっしゃったように、米はゲルマニウム半導体のほうの検査になるんですけれども、農畜産物についてはガンマ線のほうの検査を行ってございます。リンゴも食用菊もこれからまた続けて行うんですけれども、ガンマ線のほうになります。

○副議長（佐々木元作君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 先ほど町長が風評被害云々ということをおっしゃいました。私もそれが一番心配なんです。安全安心を売るためには、やはりちゃんとしたデータを添付しなくてはならないだろうという、そういう流通システムの時代だろうという自覚があります。厚労省の暫定規制値、この辺が基準になっても、それが適切なかどうかということの議論は私にはできませんけれども、そういう範囲内でデータ管理ができるのであれば、それはそれでいいことだと思います。

ただ、原発事故関連の報道とかを見ていて思うのは、非常に両極端な価値観が錯綜しているような気がしてならないんですよ。放射能というのはもう、どれだけ少ない量でも害があるんだとか、そういうエキセントリックといいますか、ヒステリックな報道の仕方を見ても、一方では放射線は何ともないですよと、日本の規制値といわゆる I C R P とかの示す基準値も随分と一けたぐらい違っていたりするわけで、そういった何か両極端が入り乱れるような今の状況の中であって、どういうふうに町は対応するんだろうというのを聞いてみたいなど

というのが一つありました。そういう側面で行った質問であります。

私は大してあんまり少しぐらいの放射能をギャーギャー騒いだってしょうがないんじゃないかと、最近はそういうふう思うようになっていきます。いろんな根拠はあるんですけども、そういう細かいことはこの場では言いませんけれども、風評被害ですとか、そういった何か社会的にどういった意識が潜在的にあるのか、潜在的にどういう意識がどういう変遷でどういうふうに変わってきているのかというところがすごく気になる場所なんですけど、得られたデータを冷静に判断して評価して、冷静な対応を望みたいと思います。

以上です。

○副議長（佐々木元作君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時48分）

.....  
○副議長（佐々木元作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時01分）

.....  
○副議長（佐々木元作君） 一般質問を続けます。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（14番 工藤久夫君 登壇）

○14番（工藤久夫君） 私は、今定例会で大きく2点の質問をさせていただきます。

※工藤幸子君 着席

質問に先立って、8月29日に民主党の野田佳彦さんが代表選に勝利して、30日の国会で第95代の総理大臣に指名されました。8月30日付の朝日新聞1面の記事の一部を読ませていただきます。

2年前、国民は民主党というバスに乗りかえた。ところが、1人目の運転手は準備なしで空を飛ばうとして、また2人目はジグザグな走行を繰り返して、もはや目的地もわからない。国民はそろそろバスからおろしてくれという気分だ。党内の実力者や取り巻きではなく、国民と真っす

ぐに向き合い、目的地と経路を明示してほしい。私たちメディアも政争中心になりがちな報道を乗り越えて、首相が務まる政治家なのか、政権を担える政党なのか、だれのための政策なのか、一層厳しくチェックしていきたい、と結んでありました。

※坂本正紀君 着席

2年前の総選挙で多くの有権者が期待した政権交代と、アメリカやイギリスのような2大政党制による健全な国政運営は、大半が裏切られた結果になってきたように思われます。野田総理大臣には、松下政経塾で学んだ理想の日本を目指して一生懸命働いていただきたいと思っております。

また、私たち町議会議員の任期は今月末で4年間の区切りを迎えます。現在20名の現職議員の中には今限りで勇退を決めた方、また再び立候補を目指して理想のまちづくりのために再挑戦を決めた方、あるいはいまだ迷っている方もあるかも知れませんが、国政でも町政でも政治の目指す方向は大きな違いはないと思います。住んでいる地域の有権者が豊かになって、幸せを感じられるような、よりよい国、よりよい町を目標に掲げて実現することが一番の仕事ではないでしょうか。

特にこの4年間の我々議員の任期中でも、南部町を取り巻く環境は大きく変わってきていると感じております。特に、第2次世界大戦が終わって満66年、1世紀を100年とすれば3分2の時間が経過し、国、県、町という行政のくくりだけではなく、広域的な連携をした取り組みやさまざまな課題が重要性を増してきたと感じております。

特に、2年半前から取り組んでいる定住自立圏形成のための地域交通戦略の具体的な動向として、ことしの10月から2年間限定の試行として、八戸市内300円、圏域内500円の上限運賃の実験がスタートします。これからの八戸圏域が、合併しなくても共通の地域の課題に取り組むという全国的にも初めての試みが始まるわけであります。南部町単独の活性化策だけではなくて、八戸圏域の8市町村で協議をしながら、この地域全体の将来的に希望と夢の持てる施策にも気を配りながら今後のまちづくりを考えていかなければならないという思いを胸にしながら、本題の2点の質問に入ります。

まず、四、五年前にも質問しましたが、これからの日本を取り巻く世界的な経済の不況、円高などの影響による国の税収不足が予測される中で、我が南部町の行政サービスもさらなる経費の削減を中身の質を低下させることなく進めていかなければならないと思います。具体的に町政の

スリム化、アウトソーシングを推進する場合の課題や具体的な部門とか、準備に向けての問題点について町長はどのような認識をお持ちでしょうか。

2点目の質問として、町内各地区のコミュニティー活動の強化と地域のきずなをどのように高めていくかという視点で質問させていただきます。

南部町も合併して5年と8カ月が経過して感じることは、地域の連帯感や地域のきずなが薄くなってきているのではないかなというように感じられてなりません。学区単位、あるいは行政の地区単位、あるいは小さな町内会単位での活動を強化して、地域のきずなといいますか、一体感をもっと深めるために取り組むべき課題はどのように考えられているのでしょうか。

先日、アメリカのイエール大学のロバート・ダールという教授の講演をテレビで見た感想によりますと、彼がおっしゃっていたことは、若者の低投票率は無関心だけではない、かつて日本では政治に接する機会がたくさんあり、例えば地域の夏祭りの企画とか町内の清掃、屋根の雪おろしなど、多くの地域の活動に参加をして地域の課題に触れて世代間での会話を通じて自然に政治を若者は学んだ。最近は高学歴で、地域の課題に触れ合う機会が減少して、政治的、社会的な変化も低投票率の要因ともなっている。デモクラシーとは学校では不十分で、日々の対話や会話や活動の中に有権者としての成長する機会がある。ふだんから政治に対して考える場をつくり、提供する日々の活動が大切である。選挙のときだけでいいというわけではないというようなお話でした。

私の住んでいる福田という地域でも、少子化もあって児童館は閉鎖になり、地域の伝統芸能の担い手不足に悩んでいたりと、老人クラブの新たな入会者が減少するなど、地域のコミュニティー活動に支障を来しているようであります。それぞれの世代が大いに集まって交流する機会をつくるために、町有の活用されていない施設の活用とか、生きがいや社会的なやりがいのある活動の創造にもう少し行政も積極的な関与が必要ではないかと思います。

以上、まとまりのない話をしましたけれども、家庭や地域の活性化があって初めて町全体の活性化が図られるものと思います。この町が今まで以上に元気になる方向を、町長初めこの議場におられる皆さんはどのようにお考えでしょうか。具体的な課題と行政としての役割についての見解を伺って、私の質問を終わります。答弁をよろしくお願いします。

○副議長（佐々木元作君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、行政のスリム化、アウトソーシングの方向性について、その中で何点かございますけれども、まずスリム化またはアウトソーシングしていく場合において一つの課題、問題点等、大きく、工藤議員もおっしゃっておりました、まず住民のサービス低下を招かないようにしなければならないと。そしてまた、アウトソーシングしていく場合、個人情報の守秘義務がしっかりと確保されていくこと、または町と相手との責任、役割分担を明確にしておくことなどが大事になってくると思ってございます。南部町集中改革プランにおける、まず職員の分ですが、定員管理によりまして行政のスリム化は引き続き行っていかなければなりませんし、またアウトソーシングにつきましても行政のスリム化や財政支出の抑制だけでなく、同時に雇用の場の拡大といった視点からも考えていかなければならないと思ってございます。

現在、町のほうでは庁舎の警備業務、給食センターの調理、配送業務等々を民間に委託しているほかに、指定管理者制度の導入によって現在まで町で管理していた部分を指定管理者制度で行ってもらおうという部分も取り組んでおりますが、まだまだ全体の半分程度ぐらいという状況でございます。そしてまた、これは誤解されてもいけませんけれども、今検討しているのは保育園等々の民営化という部分も当然検討の項目にはなっております。関係者、当然保護者の皆さん等々からお聞きをしながら整理していかなければならない、整理というのはまとめていかなければならないと思ってございます。

今後、アウトソーシングをさらに推進するためには、各課における業務についてアウトソーシングできるものがあるかどうか、またそういうことも精査することも必要と思っております。今までの例で、一つは産直施設等の立ち上げの際でございますが、建物は町で建設をし、運営はその団体の方々にお願いをするという形で進めてきたものもございます。今後新たな事業を実施するに当たっては、また特に公設民営の考えで、町民との協働のもと事業を進めていくということも一つの手法であると考えてございます。

次に、南部町集中改革プラン及び南部町行政改革大綱で取り組んでいる項目があるわけですが、集中改革プラン及び行政改革大綱においては公共施設の管理や各種事務事業について指定管理者制度の活用を含む民間への委託を推進しているところでございます。公共施設の管理につきましては、指定管理者制度が適用できる施設についてこれまで、先ほども申し上げました管理者制度を導入してきたところですが、総数からいえばまだ半分程度という状況の内容でございます。このため管理者制度が適用できる施設を再度検討するとともに、公募型の導入も同時に検討し、取り組んでいかなければならないと考えてございます。これまでも民間への全部委託あ

るいは一部委託等を行ってきているところでございます。

そういう中においても、集中改革プラン等において、特に財源的な数字からいくと職員の削減がまず大きな金額を占めているわけですが、毎年計画に沿って削減をしてきております。今後も続くわけですが、ただ、職員が減っていく中で事務事業というものは減少することはないと。地方分権と言われている中で事務事業は地方に、かといってそれに伴って国から予算が特別来るわけでもない中でまず取り組まなければならないと。我々もそういう部分は削減できる部分をしっかりとしながら、そしてまた議員もおっしゃっていましたように、行政のスリム化またアウトソーシング、どのようにしながら、一番大事なのはその中で住民のサービス低下にならないやり方ということを考えなければならないと思っております。

次に、町内各地区のコミュニティー活動等でございますけれども、近年、少子化、高齢化の進行、人口の減少、人それぞれの価値観やライフスタイルの変化などが町民の日常生活の場である地域社会に大きな影響を与えてきているわけですが、地域社会における人間関係、力を合わせて何かをしようという心、郷土を愛する心の希薄化を招いてきているとともに、まちづくりの基本単位である地域コミュニティーの機能低下や弱体化が憂慮されているところでございます。

そのため、地域の高齢化問題や環境問題、または防犯、防災対策などの対応など、本来地域が持っている互助及びコミュニティー機能を再生していかなければならない。そのためには、やはり地域の方々の日常の地域のきずなといいますか、お互いが支え合っていくという情勢が非常に大事になってくると思っております。今、町のほうにおいてはそれぞれの活動、特に郷土芸能等を維持していく、そういう団体も含めながら、町単独事業であります笑顔あふれるまちづくり支援事業、この事業費の半額を助成しております、これ単独事業でございます。本年度は11団体がこの活用をすることになっておりますし、また市町村振興協会の補助事業でありますコミュニティ助成事業については本年度は1団体が活用する予定になってございます。

何よりも自分たちの地域は自分たちの手でつくるという機運を醸成していくことが肝要であると思っております。そこに我々行政も一緒になってまちづくりに取り組む。すべて行政が音頭をとっていくというだけではなく、それぞれの地域、そういう地域の方々がこういう事業をやりたいんだと、そういうときには先ほど申し上げました笑顔あふれるまちづくり支援事業等、またそれ以外の部分もありますので、地域の方々が活用していただいて、そしてまたそこで地域の連帯、連携というものが深まっていればいいなと思っております。

中には、特に剣吉地区などは昭和53年から11の町内会が組織して、剣吉地区コミュニティー活

動を行っている団体もございます。町のほうも広域的な部分、町で単独的にまずやっぱり取り組んでいかざるを得ないものと、小広域、これは現在自立圏構想の広域範囲、そういう部分で取り組んでいくものと、以前にも私申し上げた記憶がありますが、物によっては例えば近隣2町、3町、そういう部分で一緒に取り組むことができるものがないのかどうかと、こういう部分も他町村ともまた連携をとりながら進んでいく必要があると思っております。

合併して非常に希薄化している部分があると、これはそれぞれ合併前、町内会さんにおいても特にスポーツ、運動会含めながら、それぞれ旧町村のときは小さな町内会単位で運動会またスポーツの大会等が行われていたわけでございますけれども、現在それを全部しますとかなりの町内会になって、スポーツ大会また運動会においても大会が難しいということで、従来福地地区、名川地区は特にそうだと思いますけれども、当時の3町内会が一チームということになって、これは私の地元なんかでも今までは一つの小体の選手で身近にいつも顔を合わせる方々に呼びかけをして集めていたのが、一つは今度広くなって、逆に集めるときが難しい部分もあると、そういうお話も聞いたりして、これは恐らくどこの地区でもそういう部分はあるのではないかなと。ですから、以前よりやはり一つの小単位でまとまっていたのが、また一つの3町内のエリアでという部分で、町の合併もそうでございますけれども、町内会それぞれにおいても若干そういう現象は起こっているのかなと。

そういう部分を極力そうならないように、まず私ども今力を入れようとしているのが自主防災組織でございます。これは本当に地域の方々が自分たちで守っていくんだという思いと、万が一の際にそういう活動をしていくと。これは今回の震災においても、やはりそういう自主防災組織がしっかりと確立されているところは震災後においてもそれぞれの食料、また暖房等、協力し合って生活をしていたと。非常にいい例としてよく報道等もされております。まさしくそういうことが日々のことから万が一起こったときも大事になってくるだろうと思っておりますので、自主防災組織をまたさらにご理解をいただいて組織をしていただきながら、また町のほうもしかりと一緒にって取り組みをしなければならないと思っております。

最後に、コミュニティー活動、先ほど福田地区の後継者の問題等々も出てお話をお聞きしました。地区によってはそういう郷土芸能、お祭りを守っていくために活用している団体等もございます。杉沢町内会さんなどはえんぶり用の衣装、道具の購入などにも活用しておりますし、非常にあらゆる部分に活用しやすい部分がございます。振興協会のコミュニティー事業のほうは一つの団体数の数とかはあるわけでございますので、一年度に要望したところがすべて該当になるというわけではございませんが、毎年今のところはあるようでございますので、今までもそういう

結構お祭り関係に活用している町内会さん等が見受けられますので、我々もそういう事業をしつかりと周知をしながら、また笑顔あふれる事業においても広報で毎回周知はしているんですが、その事業をご存じの町内会長さんなどは2回活用したりしています。こういう事業ありますよと言うと、いや知らなかったなど。広報見ていただければ載っているのですがと。結構町単独なのでそんなに厳しい条件ではありませんから、どうぞ町内の皆さんでもいろいろ話し合っていて活用してくださいというふうにしてございます。これは当然希望がいっぱいあって、非常にいい事業だと私は思っております。ですから、そういう部分が地域からどんどん上がってくれば、現在の予算にまたこれは若干上乘せすることもしながら、地域が盛り上がっていただきたいと思いますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

また、町有施設等の活用でございますが、本当に私どももそういう活用方法はしていかなければならないと思っておりますので、できるだけ有効活用に努めたい。我々が日々気がつかない部分というのも多々あると思います。そういうときに議員の皆さんからも、ここはこういうふうに使ったらもっといいんじゃないかと、それには修繕というのに伴う部分があるのかと思いますけれども、どんどん我々も有効活用は図らなければならぬと思っておりますので、今後ともよろしくご指導方お願い申し上げたいと思います。

○副議長（佐々木元作君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 大変前向きな答弁をありがとうございました。

この町でいろいろやっている事業で、例えば教育の関連だと特色ある学校づくり事業とか町独自の助成措置もあるわけですが、一番大事なことは、今の笑顔あふれる事業でも、ああいふれが回る、見て、ああ、うちの地域だったらこれ使えるな、あれ使えるなというのがあっても、大体私らもそうですけれども、自分で一から十までやらなければならぬとすれば非常におつくうだからあきらめるかとか、そういうのもあると思うので、例えば役場の職員の皆さんというのはいろんな町内、各地域から出ているわけですが、やっぱり事務的な部分は役場は縦割り行政ですから、私は農林課だから地域のコミュニティー活動までかかわりたくないとかいうのではなくて、やっぱり地域の課題をみんなで拾ってこい。こういう行政をやればまだまだその地域が元気が出ると。そういうのにはぜひ町としても、町の職員の人も忙しいんでしょうけれども、やっぱり地域があつての町だよということで、何ぼでも町の職員もフォローというかお手伝いできるような指導をお願いしたいということと、うちの地域だけ見ても児童館も閉鎖になっ

てあそこは何も使っていない。例えばたまに酒飲めば、えんぶりの道具置いたり、えんぶりの練習場にあそこはいいな、あそこ使えればいいなとか、いろいろアイデアは出てきますよね。だから、そういうあんまり有効に活用されていない町の施設があれば、地域のコミュニティーを盛り上げるためには優先的にそこを貸しましょう、そのかわりきれいに管理してくださいよとか、そういう方向だとかというのを今まで以上に町も積極的に関与しながら地域の課題を吸い上げてやればおもしろいと思うんですね。

私ももう25年ぐらい前ですかね、例えば自治宝くじの応募して、えんぶりの子供用道具そろえたとか、その後今度どこかの生命保険会社の基金をちょうだいして地域の活動に使ったとか、いろいろあるんですけれども、そういうのって1回やってみれば案外簡単なものだなというのがわかるんですけれども、やっていないと、ああ、いい制度だなと思いながら、自分が一から十まで調べておぜん立てして申請して、もらった金を今度どう管理するかというと、だんだんおっくうになってきて、じゃあやめるかと、そういうのもいいところまでいってもやめているのも結構あるのでないかなと思うんです。

そういうことを自主防災組織なんかの活動でも、何か一つがきっかけになって地域全体が盛り上がるということは十分考えられますので、今まで以上に町としてもそういう小さい単位の町内会なり、そういう地域のコミュニティー活動に何とか今まで以上に積極的に、今までは申請が出たら協力しますかというところからもうちょっと、何か手伝うことありませんかというような前向きな対応というんですか、そういうのをお願いすればいいんじゃないかと思っていました。

そういうことで、別に難しくお願いも注文もないわけですが、そういう小さい単位が元気になることには町全体がよくなると思いますので、その点を常に頭に入れて理事者の皆さんは頑張ってもらいたいなということで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐々木元作君） 以上で、工藤久夫君の質問を終わり、一般質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○副議長（佐々木元作君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月3日、4日は休日のため閉会とし、本会議は9月7日午前10時から再開いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午前11時33分)

平成 2 3 年 9 月 7 日（水曜日）

第 3 9 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

## 第39回南部町議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成23年9月7日（水）午前10時開議

- |      |        |                                               |
|------|--------|-----------------------------------------------|
| 第 1  | 報告第17号 | 平成22年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告について                  |
| 第 2  | 報告第18号 | 平成22年度南部町財政の健全化判断比率の報告について                    |
| 第 3  | 報告第19号 | 平成22年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について                   |
| 第 4  | 報告第20号 | 専決処分した事項の報告について<br>専決第12号 損害賠償の額を定め和解することについて |
| 第 5  | 議案第50号 | 平成22年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について                     |
| 第 6  | 議案第51号 | 平成22年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 第 7  | 議案第52号 | 平成22年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 第 8  | 議案第53号 | 平成22年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 9  | 議案第54号 | 平成22年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 第 10 | 議案第55号 | 平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 第 11 | 議案第56号 | 平成22年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 第 12 | 議案第57号 | 平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 第 13 | 議案第58号 | 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 第 14 | 議案第59号 | 平成22年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について               |
| 第 15 | 議案第60号 | 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 第 16 | 議案第61号 | 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 第 17 | 議案第62号 | 平成22年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 第 18 | 議案第63号 | 平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 第 19 | 議案第64号 | 平成22年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 第 20 | 議案第65号 | 平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 第 21 | 議案第66号 | 平成22年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について            |

- 第 22 議案第67号 平成22年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第68号 平成22年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 議案第69号 平成22年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第70号 平成22年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 26 議案第71号 南部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第72号 南部町暴力団排除条例の制定について
- 第 28 議案第73号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 第 29 議案第74号 南部町道路線の変更について
- 第 30 議案第75号 平成23年度一般会計補正予算（第3号）
- 第 31 議案第76号 平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 32 議案第77号 平成23年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 33 議案第78号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 34 陳情第2号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情
- 第 35 常任委員会報告
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 報告第21号 専決処分した事項の報告について  
専決第30号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 追加第3 報告第22号 専決処分した事項の報告について  
専決第9号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 追加第4 報告第23号 専決処分した事項の報告について  
専決第10号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 追加第5 報告第24号 専決処分した事項の報告について  
専決第9号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 追加第6 報告第25号 専決処分した事項の報告について  
専決第10号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 追加第7 報告第26号 専決処分した事項の報告について

専決第11号 損害賠償の額を定め和解することについて

追加第8 報告第27号 専決処分した事項の報告について

専決第11号 損害賠償の額を定め和解することについて

追加第9 報告第28号 専決処分した事項の報告について

専決第12号 損害賠償の額を定め和解することについて

追加第10 議案第79号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 工 藤 正 孝 君 | 2番  | 夏 堀 文 孝 君 |
| 3番  | 沼 畑 俊 一 君 | 4番  | 根 市 勲 君   |
| 5番  | 松 本 陽 一 君 | 7番  | 川 井 健 雄 君 |
| 8番  | 中 村 善 一 君 | 9番  | 佐々木 勝 見 君 |
| 10番 | 工 藤 幸 子 君 | 11番 | 馬 場 又 彦 君 |
| 12番 | 立 花 寛 子 君 | 13番 | 川守田 稔 君   |
| 14番 | 工 藤 久 夫 君 | 15番 | 坂 本 正 紀 君 |
| 16番 | 小笠原 義 弘 君 | 17番 | 佐々木 元 作 君 |
| 18番 | 東 寿 一 君   | 19番 | 西 塚 芳 弥 君 |

欠席議員（2名）

|    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 6番 | 河門前 正 彦 君 | 20番 | 佐々木 由 治 君 |
|----|-----------|-----|-----------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 町 長     | 工 藤 祐 直 君 | 副 町 長   | 坂 本 勝 二 君 |
| 総 務 課 長 | 小萩沢 孝 一 君 | 企画調整課長  | 坂 本 與志美 君 |
| 財 政 課 長 | 小笠原 覚 君   | 税 務 課 長 | 八木田 良 吉 君 |
| 住民生活課長  | 極 檀 義 昭 君 | 健康福祉課長  | 有 谷 隆 君   |
| 環境衛生課長  | 中 野 雅 司 君 | 農 林 課 長 | 中 村 一 雄 君 |

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 農村交流推進課長  | 福 田 修 君   | 商工観光課長    | 神 山 不二彦 君 |
| 建 設 課 長   | 工 藤 満 君   | 会 計 管 理 者 | 庭 田 富 江 君 |
| 名川病院事務長   | 佐 藤 正 彦 君 | 老健なんぶ事務長  | 麦 沢 正 実 君 |
| 市 場 長     | 工 藤 欣 也 君 | 教 育 長     | 山 田 義 雄 君 |
| 学 務 課 長   | 夏 堀 常 美 君 | 社会教育課長    | 工 藤 重 行 君 |
| 農業委員会事務局長 | 坂 本 勝 君   | 代表監査委員    | 鈴 木 聰 君   |

職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 根 市 良 典 | 主 幹 | 板 垣 悦 子 |
| 主 査     | 秋 葉 真 悟 |     |         |

---

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第39回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

---

◎報告第17号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第17号、平成22年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） おはようございます。それでは、報告第17号、平成22年度青森県新産業都市建設事業団に係る決算報告についてご説明を申し上げます。

報告理由であります。平成23年8月、地方自治法の一部改正により地方開発事業団の設置等に係る条項が削除されましたが、その附則第3条では、この法律を施行の際、現に設けられている開発事業団等については従前の例によるとの準用により、青森県新産業都市建設事業団はまだ存続しておりますので、当該事業団の理事会で承認されました平成22年度決算状況につきまして報告するものであります。

それでは2ページをお開きください。事業団の決算書類から抜粋してまとめました、平成22年度特定事業決算資料によりましてご説明いたします。特定事業といいますのは、事業団が構成団体から委託された土地を取得造成し、その土地を事業団が処分する事業であります。

次のページをお開きください。1. 平成22年度特定事業会計決算の概要であります。1. 受託事業概要、これは事業団が現在管理している造成用地でありまして表の一行目であります。金矢工業用地、桔梗野工業用地、百石住宅用地、八戸北インター工業用地の4用地であります。

用地の処分率でございますが、表の下からの一行目でございますが、平成22年度末で金矢工業用地が13.7%、桔梗野工業用地が90.2%、百石住宅用地が96.1%、八戸北インター工業用地が64.2%で、全体では58.3%の処分率となっております。

（２）の平成22年度用地売却実績であります。

すみません。第39回南部町議会定例会提出議案の３ページになります。３ページの（２）平成22年度用地売却実績であります。百石住宅用地が３件であります。面積は、860.16平方メートル。契約金額、2,680万8,344円となっております。

次は、八戸北インター工業用地が１件でありまして、面積が１万94.11平方メートル。契約金額が２億916万53円となっております。

次のページをお開きください。（３）決算の概要であります。①収益的収入及び支出、いわゆる損益計算書であります。金矢工業用地の表の下から三行目でございます。当年度純利益が63億7,601万7,247円の黒字であります。桔梗野工業用地であります。4,492万9,011円の黒字であります。百石住宅用地であります。１億827万8,953円の黒字でございます。八戸北インター工業用地につきましては、２億5,288万8,121円の黒字であります。

表の下から一行目の翌年度繰越剰余金であります。金矢工業用地は22億2,621万3,442円の黒字であります。桔梗野工業用地は、34億3,061万4,678円の赤字であります。百石住宅用地は、14億6,703万5,586円の赤字であります。八戸北インター工業用地は、15億8,229万5,290円の黒字となっております。

次をお開きください。②の資本的収入及び支出についてであります。支出におきまして、金矢工業用地の長期借入金の償還が30億円。八戸北インター工業用地の長期借入金の償還金が５億9,100万円となっております。

次のページをお開きください。平成22年度特定事業以外の事業についてご説明いたします。特定事業以外の事業と言いますのは事業団の管理運営に係る事業。一般管理会計として処理されております。それと、構成団体から委託されて造成した工業用地が売却目標を達成した後の残地の環境整備に係る事業。これは、一般事業会計として処理されております。これらの二つの事業であります。

次のページをお開きください。平成22年度一般管理会計決算であります。表の二行目の一般管理会計歳入、総額は収入済額が3,823万2,102円で、主なものは事業団設置団体、青森県と３市５町の負担金と前年度の繰越金、それと新産業都市会館の賃借料であります。

次のページをお開きください。歳出であります。上から二行目でございます。事業団費は、

支出済額が3,024万8,988円で、これは事業団の運営と新産業都市会館の維持管理費であります。下の表であります。一般管理会計の22年度の歳入は3,823万2,102円、歳出が3,024万8,988円で、差し引き798万3,114円が翌年度へ繰り越しとなります。

次のページをお開きください。平成22年度一般事業会計決算であります。これは臨海工業用地事業、市川工業用地事業、それと百石工業用地事業の残地の環境整備に係る費用であります。表の二行目であります。事業収入総額は、収入済額845万4,036円。主なものは積立金の収入であります。

次のページをお開きください。10ページになります。歳出であります。二行目の事業支出、支出済額の844万4,528円の主なものにつきましては、環境整備に係る臨時職員の賃金と積立金であります。

次のページをお開きください。下の表でございます。表の上から二行目の一般事業会計の平成22年度歳入総額は845万4,036円で、歳出総額が844万4,528円となり、差し引き9,508円が翌年度へ繰り越しとなります。

以上、決算概要につきましてご説明いたしました。決算書類につきましては、冊子を別冊としてご配布しております。なお、この決算につきまして、当該事業団の監事より、審査の結果として、公正かつ適正に執行されているとの意見をいただいておりますので、申し添えて私の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第17号を終わります。

.....

◎報告第18号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、報告第18号、平成22年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、12ページをお願いいたします。報告第18号、平成22年度南部町財政の健全化判断比率の報告について。

報告理由でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成22年度の南部町の財政についての健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。健全化判断比率報告書。まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率でございますが、備考をごらんください。備考の1でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことからハイフンとして記載してございます。

2、括弧内の数字は、南部町の早期健全化基準を記載してございます。早期健全化基準は、実質赤字比率が13.79%。それから、連結実質赤字比率は18.79%というふうになってございます。

それから、実質公債費比率でございますが、平成22年度決算では17.4%、早期健全化基準は括弧内の数字25.0%でございます。

将来負担比率は69.5%、早期健全化基準は350.0%ということで、実質公債費比率、それから将来負担比率どちらも健全化基準をクリアしております。

それでは詳細につきまして、本日、配布しております一枚物の資料、財政健全化法における健全化判断比率・資金不足比率資料（平成22年度）のこの資料をお手元にご準備をお願いいたします。本日、配布した資料でございます。議事日程の次、二枚目に配布しております。それではご説明をいたします。まず、この表は大きく五つに分かれております。一番上の表が、実質赤字比率の表でございます。次の表が連結実質赤字比率。真ん中が実質公債費比率。その下が将来負担比率。一番下が、各種比率を出すための標準財政規模をあらわす表でございます。

一番上の実質赤字比率でございます。実質赤字につきましては、一般会計ほか、学校給食センター特別会計、農林漁業体験実習館事業特別会計、ポートピア交付金事業特別会計。この四つがいわゆる普通会計と呼ばれている会計でございます。実質収支額のところをごらんいただきたいのですが、一般会計につきましては、2億9,363万3,000円。以下、ごらんのとおり数字が記載されております。赤字額はございません。それぞれ会計につきましては、実質収支は黒字でございます。黒字もしくは収支均衡のゼロということでございます。合計の（A）欄でございますが、2億9,635万円ということで、実質赤字比率はハイフンということで記載をしております。

次の連結実質赤字比率でございますが、まず、公営事業会計でございますが、国民健康保険特

別会計ほか、全部で6会計ございます。実質収支額についてはそれぞれ記載してございます。

次、公営企業会計、これも公共下水道事業会計ほか6会計ございます。公営事業会計、公営企業会計ともに実質収支額は黒字、もしくは収支均衡ゼロということでございまして、計（B）欄でございます。10億536万1,000円という額になっております。それで、合計（A+B）の欄でございますが、普通会計の実質収支額のトータルと公営事業、公営企業の会計の実質収支額の合計が13億171万1,000円ということでございますので、比率もハイフンということで記載してございます。

次に、真ん中の実質公債費比率でございます。実質公債費比率は、普通会計と特別会計それから当町が加盟しております一部事務組合の公債費の比率でございます。平成20年度は19.82915%、平成21年度が17.15206%、平成22年度が15.45844%ということになっております。この単年度3年分を足して3で割った数字が17.4%ということでございます。この表の一番右側、昨年度19.4%でございました。大幅に改善をしております。早期健全化基準が、先ほど申し上げましたように25.0%でございますので、かなり下回っているということでございます。

次に、その下の将来負担比率でございます。将来負担比率は、この表の上の方、まず、将来負担額が一般会計地方債の現在高164億6,250万6,000円。以下、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等償還繰入見込額、加入組合等公債費負担見込額、これは一部事務組合の起債の残額でございます。それから、退職手当負担見込額でこれらの将来負担額の合計が（D）欄でございます。226億2,354万4,000円ということでございます。これに、充当可能な財源が下に記載してございます。まず、充当可能基金、これは基金の現金の部分でございます。39億8,375万1,000円。以下、充当可能歳入として、ここに記載しております6億1,231万円。これは公営住宅等の使用料でございます。それから、地方交付税算入額が134億4,676万3,000円。充当可能財源の計が（E）欄、180億4,282万4,000円。欄外になりますが、将来負担額の合計、（D）から充当可能財源（E）を差し引いた額が45億8,072万円、これが（F）の数字ということになります。

次、この（F）の数字が分子でありますけども、まずその下の、次、分母でございます。標準財政規模、いわゆる地方公共団体の一般財源の標準規模でございます。南部町の標準財政規模、まず、標準税収入額、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額、これの合計額（G）欄でございます。78億4,479万円。この比率を出す際のルールとして、交付税に算入された公債費を差し引きます。その額が（H）でございます。12億6,194万4,000円。（G）から（H）を差し引いた数字が、65億8,284万6,000円、（I）の数字です。この（I）分の（F）ということで、将来負担比率69.5%という数字が出てまいります。昨年度が107.7%でございました。平成22年度決算

をした後の数字が69.5%ということで、大幅に改善をしております。

それでは、また、議案の方にお戻りをいただきまして、議案の14ページをお開きください。14ページは、監査委員からの財政健全化審査の意見書でございます。中段、4、審査の結果（1）総合意見でございます。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、実質公債費比率が、繰上償還等積極的に行ったことにより、平成21年度の19.4%に対し17.4%となり2.0%の減となった。さらに、将来負担比率も、平成21年度の107.7%に対し69.5%と大幅な減となったことなど、健全な財政運営に対する多大な努力が認められるという意見をいただいております。一番下、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はないというふうなことでございまして、以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） それぞれの指標は、確かに立派な数値が出ていると思うんですが、多分各課の課長さんですとか職員さんですとか、中には議員の中でもそういう問題意識をもっている方がおるのかもしれませんが。必ずしも、本来支出しなければならないものの金額に対して待ったをかけたり、来年度にまわしたりとか、そういった現象が多々あると思うんですが、こういう指標としての数値を立派にはじき出すというのは大事なことなのかもしれませんが、本来やるべき事ですとか、少々無理して削ってしまっているような予算、そういったものはもう少しちゃんと執行して、その上でこういった指標を作成してやってもらいたいなという部分がたまに見えてくるんですが。私が言っているのはちょっと間違ってますでしょうか。どうでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） まず、財政運営の基本的な姿勢として、町の総合振興計画、それから財政担当課で策定している財政運営計画ですとか、公債費を抑えるための公債費負担適正化計画、いろいろな計画がございます。これらの計画に沿って、計画的に執行していくということが非常に大切でございます。ですので、今後もいろいろ財政需要は出てくると思いますが、いろい

ろ住民の要望を踏まえて、その時々には的確に判断をして、昨日も決算特別委員会で少しお話ししました。人件費の削減ですとか経費の削減、これには当然努めていかなければならないことで、議員ご指摘のとおり、慎重に配慮していかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） ご答弁のニュアンスでいくと、私が言っていることは全然違いますよってということではないと私は勝手に受け止めますが、それはいろいろな事情があるのはわかります。こういった指標の作成に関してはいろいろなテクニックがあったりとかってというような、そういった文献とかも読みます。その上であらゆる手を、操作を加えて、なお指標となる数値をクリアできない自治体が多々あるという現実を見ますと、そういう余地が残されているのであれば、まだまだ健全なんだろうという、ちょっと皮肉な考え方もできるような気がします。ですけれども、指標はあくまでも指標であって、目的と手段をはきちがえるような考え方はなるべくなら取らないようにお願いしたいと思ひまして発言させていただきました。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 工藤久夫君。

※坂本正紀君 退席

○14番（工藤久夫君） この財政の今の健全化法における比率とかこれを見てますと、誠に数字を見れば立派なわけですけども、私が一つ気になるのは、合併して今6年目に入ったわけですけども、いわゆる自主財源の比率が年々残念なことに低下していると思うんですよ。やっぱり町政の方向性とすれば、自主財源の比率が少しでも上がっていく施策っていうか、将来の方向性っていうのがないとなかなかこの町の将来性っていうか未来が、ちょっと明るい展望が開けないんじゃないかと。そういう視点からいくと、やっぱりこの数字だけには見ていけば出てこないわけですけども、それをどうするかっていうのを基本的に頭において進めないとなつらいところがあるのかなと。そういうことを私の意見として申し上げて。これはこれで非常に立派な数字だし、それなりの努力をした方には敬意を表しなければならないと思うんですけども。基本的に自主財源の比率を上げていくという、そこが欠けているとやっぱり将来に不安が残るなど。そういうことを意見を言いながら。私、これは自主財源を上げるための努力を一層即してほしいなと思ひなが

ら、私のこれは意見ですね。終わります。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 工藤議員さんのおっしゃるお考えはまさにそのとおりだと思います。平成22年度の決算における自主財源比率は17.4%でございます。自主財源の額は約20億円でございます。依存財源が95億円で82.6%ということでございます。平成22年度は、幸いなことに地方交付税それから臨時財政対策債が非常に伸びましたので、逆に依存財源の比率が高まって自主財源の比率が低くなったということでございまして。財政運営の考え方の基本、非常に大切な部分でございます。自主財源の大宗をなすのは、やはり町税でございます。やはり町税につきましてはなかなか、こういう不況でございますので税収が上がらないというふうなことがございますが、一般的に産業の振興策を図って税収が上がるようにしていかなければならない。

※坂本正紀君 着席

依存財源は随分高いわけでございますけれども、なるべくそういうふうにして自主財源を伸ばす。税金なんかに关しましては、やっぱり徴収率等も上げていかなければならないと思います。

先ほども、川守田議員さんにもお話を申し上げました。こういう歳入の構造でございますので、歳出の方も計画的に執行していかないとならないだろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

報告第18号を終わります。

---

#### ◎報告第19号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、報告第19号、平成22年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは15ページをお願いいたします。報告第19号、平成22年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について。

報告理由でございますが、地方公共団体の財政健全化法に基づきまして、平成22年度の南部町公営企業の資金不足比率を報告するものでございます。

16ページをお願いいたします。資金不足比率報告書でございます。先ほど、資金不足の比率の平成22年度資料でご説明いたしました。連結実質赤字比率の公営企業会計のところをごらんいただきたいと思いますが、先ほどご説明いたしましたように、実質収支額につきましてはそれぞれ黒字もしくは収支均衡でゼロということでございます。16ページの表の特別会計等の名称、病院事業会計以下6会計でございます。それぞれ資金不足額はございません。よって、ハイフンとして記載しております。

次のページをお願いいたします。この17ページは、監査委員からの審査意見書でございます。4番の審査の結果、総合意見でございますが、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。一番下でございますが、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はないというふうな意見をいただいております。

以上、報告にかえさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 私の乏しい知識からすると、公共下水道ですとか農業集落排水に関しては、確か他会計からの繰り入れをしないで加入者からの料金だけで賄いなさいというような通達があるような記憶があります。通達っていうのは私もよくわからなかったんですけども、よくよく考えるとこれは国の法体系の一つなんだそうですね。いわゆる憲法があって、その下に法律があって、施行規則ですとかそういったのがあります。それから地方にいたっては条例があって、最高裁の判決っていうのも法律として機能しているんだそうです。そういったところを私も知りませんでしたが、そういうことなんだそうです。となりますと、それはやはり資金不足がありませんと、この表の中ではそういう処理をすることは可能なのかもしれないけれども、じつは実質的にはこれは資金不足があって、そういうことだと解釈した方がいいと思うんですよ。

そういう立場に立って町の事業と現在までの結果というのを見据えて、それで将来の来年度の政策を考えていくっていう真摯な姿勢が必要だと思うんですがどんなものでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） まさに特別会計は独立採算でございます。自主自立ということで、なるべくその事業に係る費用をもって関係する事業を賄いなさいというふうな決まりになっております。公共下水道事業会計につきましては、平成23年度から公債費につきましては、元金の償還が少ないながら始まっております。昨日の決算特別委員会でも、南部地区の公共下水道につきまして19戸加入されたという課長からのご説明がございました。これは来年度以降、地方債の元金の償還が多額になってまいります。加入率が上がっていかねば、やはり一般会計からの繰り出しをせざるを得ないというふうになります。農業集落排水も同様でございます。ということでございますので、計数的には一般会計で所要額を繰り出しをして実質収支を黒字にしているということでございますけれども、でございますので、事業の執行特にこの公共下水道、農業集落排水につきましては、供用開始とともにやはりその加入率を上げていくと。下水道の使用料収入をふやしていくということが大切だと思います。川守田議員ご指摘のとおり、それは公共下水、農集排の会計にとどまらず各特別会計も同じことでございますので、それぞれ特別会計を運営する際には、事業担当課の方で慎重に計画を立てて執行していかねばならないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

報告第19号を終わります。

---

#### ◎報告第20号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、報告第20号、専決処分した事項の報告について。専決第12号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 報告第20号でございます。18ページでございます。報告第20号、専決処分した事項の報告について。処分理由でございますが、損害賠償の額を定め和解することについて、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第1号に該当するので専決処分したものでございます。

20ページをお開きください。処分の内容でございますけれども、今回の事故に関して損害賠償の額を定め和解することについてでございますが、平成23年4月22日に南部町大字森越字前田2番地において発生した事故に伴う損害賠償に関し、相手方と次のとおり和解を成立させ、及び損害賠償額を決定したものでございます。相手方は、東日本三菱自動車販売株式会社。

和解の内容は、南部町は相手方に対し、損害賠償金として相手方の損害の内90%、28万2,631円を負担し、相手方は南部町に対し、損害賠償金として南部町の損害の内の10%、1万9,774円を負担する。なお、本件示談の他、当事者間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

事故の概要でございますが、発生日時は平成23年4月22日、午後3時50分頃でございます。場所は、南部町大字森越字前田2番地でございます。状況としましては、上記日時、場所において、南部町が所有する車両が交差点を横断中、相手方が所有する車両に衝突し、車両一部が損壊したものでございます。当町職員が、公用車で名川分庁舎から本庁舎へ向かう際、森越の交差点、県道が交わる交差点でございます。そこで、もちろん一時停止はしたわけでございますけれども、その後進入をした際、左右を見ながら進入したということでございますが、南郷方面から進行してきた車両とぶつかったということでございまして、相手方の車は東日本三菱自動車販売からのリース車でございまして、そちらの方が相手方になったということでございます。どちらも進行中ということでございまして、過失割合が9対1ということで当方の方がやはり一時停止の確認がございましたので、それをしたのでございますけれどもちょっと不足だったというようなことになりまして、9対1ということで9割分をこちらで損害賠償を払った。1割を相手方からもらったという内容の事故でございまして、物損でございまして怪我はなかったという状況でございます。

以上でございます、

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第20号を終わります。

-----

◎議案第50号から議案第70号の委員長報告、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第5、議案第50号から日程第25、議案第70号までを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第70号までの平成22年度南部町各会計歳入歳出決算認定について議案21件を一括議題といたします。

本案については、決算特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。副委員長。

（決算特別委員会副委員長 工藤幸子君 登壇）

○決算特別委員会副委員長（工藤幸子君） 本日、河門前委員長が都合により欠席をしておりますので、代わって副委員長の私から決算特別委員会の報告をいたします。

去る8月31日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第50号から議案第70号までの平成22年度南部町各会計歳入歳出決算認定議案21件につきましては、9月5日、6日の2日にわたり本委員会におきまして慎重に審査した結果、全議案が原案のとおり認定されたことを報告いたします。

○議長（小笠原義弘君） 決算特別委員長の報告が終わりました。委員会の審査結果は議案第50号から議案第70号まで、それぞれ原案のとおり認定であります。

質疑は決算特別委員会で行いましたので省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番（立花寛子君） 2010年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

今必要なことは、経済危機から国民の暮らしを守り、日本経済を立て直すために、大企業の巨額の内部留保と利益を社会に還元させて、雇用、中小企業を守ること、自公政権が続けてきた社会保障削減路線による傷跡を是正するために社会保障の拡充を図ること、軍事費と大企業、大資産家の減税という二つの聖域にメスを入れて財源を確保し、庶民増税の不安を解消することです。ところが、国の方針はこうした政治の転換に踏み出すものになっておりません。その流れを汲む決算ではありますが、町民にとって改善され、評価できる項目はあります。しかしながら、全体として町独自の施策や医療、介護福祉面での社会保障拡充への転換は見受けられず残念であります。町民の要求実現のため、努力していただきたい。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

2010年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

国民健康保険は、加入者の所得が減っているにもかかわらず国保税がどんどん引き上げられ、暮らしを圧迫し、深刻な負担となっています。その最大の要因は、1984年以来国庫負担が削減されてきたことです。国の責任で国保税を1人当たり1万円、緊急に引き下げさせましょう。国庫負担を計画的に復元し、誰もが払える国保税に改善させることが求められております。失業や経営難に苦しむ人が国保税滞納を理由に保険証を取り上げられ、受診が遅れて重症化、死亡する事件が全国的に問題となりました。一部改善されましたが、保険料を払い続けるお金を用意できなかったりして、資格証明書発行になったりしています。生活困窮者からの保険証取り上げは、結果的には重症化させ、医療費の増加につながるではありませんか。国保基金の一部を取り崩して、国保税を引き下げることがを要求し、反対討論といたします。

2010年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険制度の欠陥が貧困ビジネスや低廉な介護サービスを生んでいます。準市場化、自己責任化された介護制度を、高齢者の生活と命を守る介護補償制度に変える運動が求められております。当面、以下の項目が挙げられます。1、介護保険財政に対する公費負担をふやす。2、保険料、利用料負担を引き上げない。3、特養ホームを増設するための思い切った追加の財源措置を行うこと。低所得者、生活保護受給者が、個室ユニットケアに入居できるよう低所得者対策を強化すること。4、医療的ニーズの高い利用者に対する医療体制を強化し、介護労働者の医療行為体制を拡大しない。5、介護予防、日常生活支援総合事業を実施しないこと。実施する場合は、

予防給付を利用するか総合事業を利用するか決定権は、受給権を持つ利用者にあることを明確に位置づけること。6、介護職員処遇改善交付金を継続し、交付金額を大幅に引き上げ、対象職種を拡大することなど改善を求めているかなければなりません。町独自の低所得者対策、自立認定者などに対するサービス、介護している家族に対する支援策、介護労働者の資質向上や人材確保策など当町でも努力が求められております。要求で運動を広め政府を追い詰めれば、制度改悪を阻止し制度拡充を勝ち取ることはできます。財源については、政府は財政が大変だと言いながら、さらに大企業への減税で財政に大穴をあけ、それを消費税で穴埋めするなどとてもない話です。軍事費と大企業、大金持ち優遇税制という二つの聖域にメスを入れれば財源はつくれます。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

2010年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

公約を破って後期高齢者医療制度を温存し、保険料引き上げなど制度の害悪を拡大し続ける民主党の裏切りに住民の怒りが広がっています。しかも、民主党政権が2013年度の導入を検討している新制度案は、65歳以上の高齢者を現役世代と別勘定の国保に加入させ、負担増や差別の対象を75歳以上から65歳以上に広げるというものです。差別医療制度の温存、拡大を許さず、すみやかに撤廃して新たな老人保険制度を提案しております。先進国では当たり前の窓口負担ゼロの医療制度を目指し、75歳以上の高齢者の医療費無料化を目指します。現役世代の3割負担を、健保も国保も本人も家族も引き下げ、70歳から74歳の2割への負担増を撤回し、一律1割負担とするように努めてまいります。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。最初に、議案第50号、平成22年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前10時57分)

---

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時13分)

次に、議案第51号、平成22年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第53号、平成22年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第53号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第54号、平成22年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第55号、平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第56号、平成22年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号、平成22年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてから議案第70号、平成22年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの12件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第70号は原案のとおり認定されました。

.....

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第26、議案第71号、南部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第71号でございます。21ページでございます。議案第71号、

南部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により支給対象となる遺族の範囲が改められたため、条例の改正を行うものでございます。

22ページ、次のページをお開きください。南部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、災害弔慰金につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律で条例を定めて支給されるということになってございまして、今回のような東日本大震災、災害救助法等が適用になる災害に関しましては、世帯を維持する方が亡くなられた場合には500万円。それ以外の方は250万円が支給されるという弔慰金でございます。22ページ、3行目でございますが、第4条第1項とございますが、これは提案理由にもございましたように、支給対象となる遺族の範囲を規定している条項でございまして、これに関しまして（3）として、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。これまでは、死亡に係る配偶者、子、父母、孫、祖父母の方のみでございましたが、これに加えて兄弟姉妹がいる方、条件がございまして、同居していたあるいは生計を同じくしていた兄弟姉妹がいた方には、その配偶者、子ども、父母、孫、祖父母がいずれも存しない場合に限って、兄弟の方に弔慰金が支給できるようになったというものでございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用されるものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第27、議案第72号、南部町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 23ページでございます。議案第72号、南部町暴力団排除条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由であります。暴力団排除のための施策について必要な事項をさだめることにより、暴力団排除を推進し、もって町民生活の安全と平穏の確保及び町経済の健全な発展に寄与することを目的として条例の制定を行うものでございます。

また、青森県暴力団排除条例が平成23年7月1日施行され、それに伴い県内各市町村が暴力団排除条例を制定することにより、社会全体で暴力団を排除しようというものでございます。

次のページをお願いいたします。第1条には目的、第2条には定義を定めてございます。

第3条は基本理念であります。暴力団員との交際を現に慎むとともに、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団を恐れないという基本的な事項を遵守し、暴力団排除は町及び町民等が相互に連携及び協力して推進されなければならないと定めております。

第4条、町の役割であります。町は町民等の協力を得、県その他関係団体と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すると定めております。

次のページをお願いいたします。第6条、町の事務及び事業における措置でございます。町は公共事業等、町が実施する入札に暴力団員を参加させない等の措置を講ずることを定めております。

次のページになりますが、第10条には、暴力団の威力を利用してはならないことを定めております。

第11条は、利益の供与の禁止であります。暴力団の威力を利用する目的や暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で金品等の供与をしてはならないことを定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 2条のところなんです。この定義ですね。具体的には、暴力団、暴力団員って書いてあるんですが。例えば、指定暴力団とか構成員、準構成員、そういったものがでできますよね。これらの事情をちょっとあれしますと、ひもときますと。そうすると、一体全体この定義っていうのはどういった人までを具体的に指すんでしょうか。例えば、こういう取締りの対象になる方が町内におるのか。周辺町村にどのくらいおるのか。そういったことっていうのはどういうふうにこの条例で規定されているんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 暴対法の中で、この定義2条と同じようなことをのせてございますが、暴力団員は暴力団の構成員をいうということで、ここまでということで考えております。後、町内に構成員なるものが所在するかということで、その辺警察の方に照会いたしましたけれども。早口で申し訳ありません。三戸警察署の方に問い合わせをいたしましたら、構成員は何名かいるということはきいております。ただ、最近は上納するお金が高くて、そういう構成員になっている方がどんどん減っているということもございました。

以上です。よくわからないですか。先ほど、構成員とかがどこまでかということでございましたので、その暴対法の中で規定しております暴力団員というのは暴力団の構成員をいうと。ま、ここまでということで考えてございます。町内に構成員なる者がいるかというご質問でございましたので、前に三戸警察署の方に問い合わせいたしましたところ、何人かはいるということは聞いてございました。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君）　なんでこの件について質問するかというと、本当か嘘かなんという条例ができたんだっていう、東京都の条例を取り上げて、暴力団に対しては弁当を配達してもだめだとか、葬儀場を貸しても罰せられるとか、名刺を印刷しても、組の名称が入った名刺を印刷すると、してあげるとという意味だと思うんですが、印刷屋さんが印刷すると罰せられるとか。本当か嘘かわかんような、そういう情報をちょっと耳にしたったんですよ。本当か嘘か私はまだその辺は確認はできないでおるんですけども、例えば葬儀場を使わせないとかそういったことまでになってくると、非常に基本的な人権のところと抵触するんじゃないのかなと。商売で弁当を届けたらそれもだめだよとかですね。情報が錯綜したようなところを私が覗き込んだったんですよ。となると、先ほどの答弁でもおっしゃいましたけれども、構成員っていうのはおられるのですかって聞いたら、三戸署に問い合わせしましたと。いちいち三戸署に問い合わせなければわからないようなそういう暴力団員っていう語句の規定をしておいて、これを暴力団排除につなげる条例として制定して、普通の運用ができる条例として、これが町の条例として存在するのかなって言ったらかちょっと違うような気がするんですよ。その構成員であるか準構成員であるかとか、そういったことっていうのは私等には知るよしもありません。問い合わせたら、私個人として問い合わせても多分教えてくれないんだと思うんですよ。そういった環境下にある中でこういう条例を制定するというのがなんの意味があるのか。さらに言えば、12条のところでこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとあるわけですよ。町長が別に定めるってあるので施行規則をつくるのかなと思うんですが、多分そうじゃないんでしょう。多分これは町長の解釈で運用されますよ、その時その時の町長の解釈で運用されるんだろうと勘ぐるわけですよ。祐直町長がそういう関係を持つというのは前提に話してませんよ。ただ将来、これはずっと多分存在し続ける条例でしょうから、将来別な町長に替わった場合、町長がそういうこの条例に定めることに反するような行動をした場合、例えばそういったその解釈が町長に委ねられるというのは、誠に本末転倒な条例として存在するんじゃないのかなと。そんなことも考えたんですね。全国でこの排除条例というのが次々と制定されているのは、私も知っています。その骨子は、ことしの1月ぐらいに警視庁で策定したようなことも私は承知しております。ですけど、はたしてそういう肝いりで制定に至った条例がどういう運営をされるのか。誠にその適要される対象が定められていない。一番大事な施行規則的な細かなことが決められていない。罰則が決められていない。そういった条例が何の意味があるのかなと、調べながら甚だ疑問に思いました。一番良くないことは、例えば、私の知り合いにもおるんですけど、昔ばりばりに風き

って構成員のようなことをやってましたと。そういった方もおられるわけですよね。今は足をあ  
らって普通の町民の生活をなさっておるんですが、そういった人たちが魔女狩りのような扱いを受け  
るような、今の、使いようによってはそういう危険性をはらんでいるような気もするんです。そ  
ういう運用をしないための規則を定めるとか、そういうことをしないと、事が基本的な人権の部  
分に抵触する条例だと思うので、まだまだこの条例というのは不十分じゃないのかなと思いな  
がらちょっと調べさせてもらいました。どうでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 私の方からお答えを申し上げます。この暴力団につきましては、今議  
員がおっしゃったように設定するのは国の方からだんだんに県にきて、県で各町村にお願いしま  
すよっていう文書が来て、まさにそのとおりであります、ただ最近、いわゆる都会の方でか  
なり締めておりますので、今度は地方の方に動いていくということも予測される、動いていると  
いうことで、公共施設につきましても以前に条例の中にそれぞれ設定してありますけども、100人  
規模以上の暴力団が集まるような時には貸さなくてもよろしいですよというのを設定してくださ  
いということ盛込んでおりました。その時に、じゃ暴力団を判断するのは町が判断するんで  
すかということになりますと、私たちの方では判断できないのでその時には警察の方に照会して  
くださいと。私たちは当然、暴力団という、私たちも怖いわけですけども、そういう場合には町  
が相対するのじゃなくて、いわゆるこの条例の中にもありますけども、報告したりお互いに情  
報交換したり、必要な時には警察にお願いするということで、警察の方がその時には出向きま  
すよということになってございましたので。ただ、町民に危害とか、安全を確保できないというの  
は警察の方で対応するというので、県あるいは警察、町、町民みんなが連携しながら安全を確  
保していかなくちゃならないということになってございますので、そういう傾向であります。

ただ、先ほど議員がおっしゃったように個人を保護する、いわゆる今度はあまりにもそういう  
目線にならないように十分気をつけていかなくちゃならないので、私たちの方もそこは配慮してい  
かななくちゃならない。そこは誤らないようにしていかななくちゃならない。個人を押し込んでいかに  
ように努めていかなくちゃならないということで考えてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君）　そういう運用に関してそのように心がけなくてはならないと、もちろんであります。ただ、先ほど副町長が申した、その運用の仕方の適用なのであれば、公安委員会の規則の範囲内でそれは十分なはずです。今の運用は。町を挙げて排除に取り組みましょうというその精神を謳っているこの目的の精神はちょっと的がはずれたところが。どういう運用をするかということが元になるわけでありまして、逆に言えば、この条例を作成なさった側の方がよくわかってないままに、上から言われるとおりに、ひな形どおりにつくりましたぐらいの印象しかないんですよ。条例を制定するっていうのは理事者側だけの責任ではなくて、今の時代的な要請からすると議会側の責任でもありますので、議員側の責任でもありますので、それは私の側から一方的にそういう批判をするっていうのは間違っているのかもしれませんが。ですけれども、事、基本的な人権にかかわることですから少々ナーバスにならさせていただきました。そういうことであります。

○議長（小笠原義弘君）　副町長。

○副町長（坂本勝二君）　まさにそのとおりでありまして、今、条例を制定しておくのは備えという受け止め方でよろしいかと思っておりましたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君）　これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第28、議案第73号、土地改良事業（災害復旧）の施行についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（中村一雄君） それでは27ページをお願いいたします。議案第73号、土地改良事業（災害復旧）の施行についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、農業用施設の災害復旧事業を施行するにあたり、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、被害を受けた福地地区、高橋北地区から青い森鉄道の線路下をくぐり、集落排水苔米地処理場付近の水田に用水を供給している農業用暗渠水路がございます。その農業用施設災害復旧を施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。地区番号が61-101、地区名が外待井、工種が水路、事業量は46.5メートル、事業費2,032万6,000円でございます。補助率65%となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第29、議案第74号、南部町道路線の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤満君） 議案第74号、29ページをお開きください。南部町道路線の変更についてご説明いたします。

提案理由は、平成24年度から町道の一部を農道へ移管し、県営一般農道整備事業として実施するため、町道起終点を変更認定するものであります。

次のページをごらんください。認定する道路線ではありますが、整理番号は1228、路線名は作和・市ノ渡線で変わりません。起点は鳥舌内字作和22-1で変わりません。終点は鳥舌内字市ノ渡15を鳥舌内字程ノ沢10-3に変更します。重要な経路地として、1,776.1メートルから283.2メートルに変更となります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第30、議案第75号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。なお、説明は簡略にお願いいたします。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは31ページをお開き願います。議案第75号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億79万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,883万5,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。後ほど、第2表、地方債補正により説明をいたします。

まず、歳出からご説明をいたします。42ページをお開き願います。2款総務費、1項6目の企画費でございますが、58万5,000円を追加し、6,859万9,000円とするものでございます。これは、総務省が推進する地域おこし協力隊制度というのがございますが、その事業によりまして、都市圏からの人材の確保、それから集落機能、地域力の維持強化対策の導入について検討するため、青森県市町村振興協会の助成金を活用して事例調査等をする事業費でございます。新規に計上するものでございます。

次、その下の24目、災害諸費でございますが、災害見舞金として200万円を計上いたしました。町長の提案理由にもございました。当町ボートピアなんぶを通じ、環境整備に協力していただいている群馬県みどり市の桐生競艇場が東日本大震災により、甚大な被害を受けたためお見舞いを申し上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。3款民生費1項2目の住民生活費でございますが、231万6,000円を追加し、3億3,502万2,000円とするものでございます。これは、人事異動による職員手当等の

補正でございます。

4目の老人福祉費でございますが、435万2,000円を追加し、4億2,455万3,000円とするものでございます。これは13節のところをごらんいただきたいと思います。要援護者マップ作成及び管理システム導入並びに徘徊見守りSOSネットワーク構築事業のため、委託料499万8,000円ほか事務費を計上するものでございまして、これは100%県補助金の交付を受けるものでございます。なお、28節繰出金は、介護サービス事業特別会計の平成22年度繰越金が確定したことにより、一般会計繰り出し分の減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。3款2項児童福祉費、2目の保育所費でございます。890万1,000円を追加し、3億2,404万6,000円とするものでございます。これも人件費721万3,000円のほか、23節には保育所運営費国庫負担金返還金134万3,000円を計上するものでございます。この返還金は22年度事業費確定によるものでございます。

その下、4款衛生費、1項7目の環境衛生費でございます。105万1,000円を追加し、4,750万6,000円とするものでございますが、簡易水道事業特別会計の繰出金でございます。

次のページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項8目の農業観光振興費でございますが、304万円を追加し、4,191万7,000円とするものでございます。人事異動による人件費の補正でございます。

次のページでございますが、6款2項林業費、1目林業総務費でございますが、272万円を追加し、1,149万7,000円とするものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、森林整備地域活動支援事業費272万円。これは森林組合に対し、除伐、間伐地の選定、そのための作業路の選定などに要する経費を交付するものでございます。

一番下、8款土木費、2項1目の道路橋りょう維持費でございますが、4,857万8,000円を追加し、1億3,759万3,000円とするものでございます。

11節の需用費には1,140万円計上いたしました。これは、町道の維持、融雪剤の散布車の修繕など修繕料810万円が主なものでございます。

その下、13節の委託料でございますが、測量設計業務委託料320万円。それから除雪業務の委託料2,681万6,000円を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。14節の使用料及び賃借料に610万円の計上でございますが、除雪機械の借上料460万円が主なものでございます。

それから18節の備品購入費の346万5,000円の減額でございますが、新しい融雪剤の散布車の購

入額が確定いたしました。そのことによります減額でございます。

それから２目の道路橋りょう新設改良費でございますが、924万円を減額し、1億5,533万8,000円とするものでございます。

まず、18節の備品購入費でございますが、社会資本整備総合交付金を活用しまして、コミュニティバスの購入を計画しておりました。これが補助採択となりませんでしたのでこの部分を減額し、上の工事請負費、町道の舗装改修工事に事業費を振り替えるものでございます。

次のページをお願いいたします。9款消防費、1項3目防災費でございます。601万1,000円を追加し、2億2,865万8,000円とするものでございます。

11節の需用費は、避難所用の非常食の購入費。

18節の備品購入費は、災害に備え、各庁舎及び中央公民館など主要な公共施設に非常用発電機を購入し、配備するものでございます。

次のページをお願いいたします。10款教育費、5項4目の文化財保護費でございますが、100万円を追加し、2,952万2,000円とするものでございます。これは、南部利康公並びに利直公の御霊屋の火災警報装置が古くなったため更新する工事請負費でございます。

11款災害復旧費、1項1目、農林水産業施設災害復旧費でございますが、2,032万6,000円を追加し、2,932万2,000円とするものでございます。ただ今、議案第73号でご説明申し上げました福地外待地区の農業用管水路の災害復旧工事が採択になったため、工事費など所要の経費を計上するものでございます。

次、歳入をご説明いたします。39ページにお戻りいただきたいと思います。まず、8款地方特例交付金でございます。8款1項1目、471万4,000円を追加し、2,511万4,000円とするものでございます。平成23年度の交付金確定による補正でございます。

それから、9款地方交付税、1項1目地方交付税でございます。1億6,185万1,000円を追加し、52億6,385万1,000円とするものでございますが、今回の補正予算の一般財源分として計上するものでございます。なお、平成23年度の普通地方交付税の確定額は53億5,258万5,000円となりました。平成22年度と比較して0.3%の増ということになってございます。ここでお知らせをしておきます。

次、11款分担金及び負担金、1項1目災害復旧事業分担金でございますが、286万3,000円を追加し、286万5,000円とするものでございます。外待地区農業用管水路の災害復旧事業の分担金でございます。

次に、13款国庫支出金、2項3目の土木費国庫補助金でございますが、720万円を減額し、1

億4,347万4,000円とするものでございます。先ほどご説明申し上げました社会資本整備総合交付金、コミュニティバスから町道整備に事業費を振り替えたことによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。14款県支出金、2項2目の民生費県補助金でございますが、599万8,000円を追加し、7,211万8,000円とするものでございます。地域支え合い体制づくり事業補助金、先ほど説明いたしました要援護者のマップの作成などに関する県の補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金でございますが、282万7,000円を追加し、4,746万2,000円とするものでございます。

2節林業費補助金でございますが、森林整備地域活動支援交付金272万円が主なものでございます。

次、8目の農地等災害復旧事業費補助金でございますが、1,321万1,000円を計上いたしました。先ほど説明しました外待地区災害復旧事業の補助金の計上でございます。

17款繰入金、1項2目の介護保険特別会計繰入金でございますが、498万4,000円を追加し、498万5,000円とするものでございます。平成22年度の介護給付費等事業費の確定による一般会計負担分の精算繰り入れでございます。

次のページをお願いいたします。19款諸収入、5項3目雑入でございます。65万円を追加し、1億7,224万1,000円とするものでございます。先ほど説明いたしました地域おこし協力隊制度に係る集落対策等事業導入活動費助成金50万円、これが主なものでございます。

20款の町債につきましては、第2表、地方債補正で説明をいたしますので、36ページをお願いいたします。36ページ、第2表、地方債補正、変更でございます。臨時財政対策債でございますが、補正前の限度額5億5,930万円。これを補正後4億7,310万円とするものでございまして、8,620万円の減額でございます。これは平成23年度発行可能額の確定による減額でございます。

次に、町道整備事業でございますが、補正前9,390万円から補正後8,910万円ということで、480万円減額するものでございます。コミュニティバスの散布車から町道の整備に事業費を振り替えたことによります減額でございます。地方債全体で、補正前の限度額6億5,320万円から5億6,220万円に減額するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君）　まず、42ページであります、2款1項24目災害諸費に関連しての質問ですが、東日本大震災により、被害を受けた当町の方はいらっしゃるのでしょうか。八戸市内等に勤務されている方で、被災されたという声も聞いておりますが、実態はいかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君）　総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君）　当町の住民の方で、基本的には住宅等の被災があったということは確認してございません。

○議長（小笠原義弘君）　税務課長。

○税務課長（八木田良吉君）　八戸市に勤務している方で、軽自動車等流された被害は3件ぐらいあっております。

　　以上です。

○議長（小笠原義弘君）　立花君。

○12番（立花寛子君）　ところで、町外に見舞金を出す時の取り決めとか条例はあるのでしょうか。寄附とかかんばするという行為は自らの考えで行うものであり、このような税金の取り扱いはいかがなものでしょうか。この1点で質問いたします。

○議長（小笠原義弘君）　総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君）　火災等で全焼した場合は、1件当たり10万円という見舞金が出ることになってございます。

○議長（小笠原義弘君）　これにて質疑を終結いたします。

　　討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

（12番　立花寛子君　登壇）

○12番（立花寛子君） 2011年度南部町一般会計補正予算案（第3号）3歳出、2款総務費1項総務管理費24目災害諸費26節寄附金200万円、災害見舞金についての討論を行います。

ボートピアなんぶの関係で、群馬県みどり市桐生競艇場に対して見舞金を出したいとの提案がありますが、ボートピアなんぶの経営に対して賛否両論があります。ボートピアなんぶ設置にあたり、旧南部町との間に、ボートピアなんぶ環境整備協力費として売上額に対しての協力費率を決めて支払うとの契約のもと、環境整備協力費が町に支払われてまいりました。こういう点から考えて、町が無条件でいただいている金額ではありません。その理由から考えても、これまでの支払われてきた総額の1%を見舞金に充てるという町長の説明は納得できません。当町の皆さんが被害にあったときの見舞金条例は大変厳しい規定があるなど批判もあるなかで、こういう税金の使い方には納得できないということを述べ、この一般会計補正予算案の一部に対する討論いたします。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第31、議案第76号、平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 52ページをお開きください。議案第76号、平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、第1条からです。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ791万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,415万6,000円とするものであります。

57ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明いたします。2款1項1目の介護サービス等の諸費につきましては、財源補正のみとなっております。

それから、5款1項2目の財政安定化基金償還金も財源補正のみとなっております。

6款諸支出金の1項2目の償還金に292万7,000円を増額補正しております。これは、前年度の事業の精算による返還金が生じたためのものでありまして、返還金の内容としましては、平成22年度地域支援事業交付金及び平成22年の県費の返還金、それから社会保障診療報酬支払基金への返還金となっております。これらの総額が292万7,000円となっております。

次に、6款2項1目の一般会計繰出金は、498万4,000円を増額となっております。これは、前年度からの繰越金を特別会計に繰り入れするため、一般会計に返還する分となっております。

次に、56ページをごらんください。歳入の説明となります。7款2項1目の介護給付費準備基金の繰入金に1,490万7,000円の減額がございます。

8款1項1目繰越金に2,281万8,000円を増額補正となっておりますが、これが前年度の繰越分で、差し引き791万1,000円の歳入の増額補正となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第32、議案第77号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 59ページになります。議案第77号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条から、総額に歳入歳出それぞれ79万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を1,623万2,000円とするものであります。

62ページをお開きください。62ページの下段の歳出からご説明いたします。総務費1款1項1目の一般管理費に79万8,000円を増額し、1,623万2,000円とするものであります。内容としましては、名川分庁舎に係わる部分の消耗品費等に充当するものであります。

上段になりますが、歳入の説明をさせていただきます。2款繰入金1項1目の一般会計繰入金は、164万6,000円の減額補正となります。

3款1項1目に繰越金の244万4,000円を増額するものであります。差し引き79万8,000円を増額となります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第33、議案第78号、平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 63ページをお願いいたします。議案第78号、平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,416万6,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、第2表でご説明をいたします。66ページをお願いいたします。第2表の地方債補正でございますが、今回の補正に伴いまして、簡易水道整備事業の地方債限度額を既定の4,240万円に30万円を追加して、4,270万円に変更するものでございます。

それでは、主な補正の内容について、最初に歳出からご説明をいたします。69ページをお願いいたします。歳出、2款1項1目施設建設費の15節工事請負費に200万円を追加するものでございます。来年4月の給水開始に向けて現在進めております二又地区簡易水道の送水管布設工事の場所が、県の中山間地域総合整備事業の農道改良工事と重なったため、並行して工事を進めることとしておりますが、農道改良工事で現地を掘削すると、配水池から各家庭に送水している既設の管、約60メートルの管が露出するため、送水管移設のため工事費を追加補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。68ページにお戻りください。歳入の2款1項1目一般会計繰入金は、送水管移設工事費の増額と、国庫補助金の減額により一般会計から繰入金を105万1,000円追加し、292万5,000円とするものでございます。

4款1項1目の簡易水道事業国庫補助金は、国庫補助金内示額2%の減により35万1,000円を減額し1,717万3,000円とし、それに伴いまして、5款1項1目の簡易水道事業債を30万円追加し、4,270万円とするものでございます。

6款1項1目の雑入は、水道管の移設補償費として100万円を追加補正するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第2号の委員長報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第34、陳情第2号は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。副委員長。

（産業建設常任委員会副委員長 川井健雄君 登壇）

○産業建設常任委員会副委員長（川井健雄君） 本日、河門前委員長が都合により欠席されておりますので、代わって副委員長の私が陳情審査結果の報告をいたします。

継続審査となっておりました、陳情第2号、社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情について、8月31日、本委員会を開催し審査いたしました。

現在、国では、国の出先機関による二重行政の解消や、職員の縮減などの推進を行っております。

本委員会で慎重に審査をした結果、国と地方でできることを明確にして、行政の簡素・効率化を図っていくためには、国の出先機関の廃止または縮小することが考えられるため、不採択とすることに決しました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

---

#### ◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第34、陳情第2号、社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり不採択と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なし認めます。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決しました。

---

#### ◎常任委員会報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第35、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

常任委員会の報告を終わります。

---

#### ◎日程の追加

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

本日、町長から報告第21号から報告第28号までの専決処分した事項の報告について、報告が8件と、議案第79号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案1件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案9件を日程に追加し議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午後 0 時15分)

.....  
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配布のとおりであります。

(午後 0 時17分)

.....  
◎町長提出議案追加提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第 1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、本日、追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

報告第21号から第28号、損害賠償の額を定め和解をすることについてであります。過去の損害賠償案件について専決処分を報告するものであります。

8 件の報告については、それぞれ直近の会議で報告しなければならなかったものであり、報告が遅延してしまったことにつきまして、慎んでお詫びを申し上げます。今後は、このようなことがないように指導してまいる所存でございます。

次に、議案第79号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。同委員会委員に欠員が生じたため、地方税法の規定により委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何とぞ、慎重審議の上ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

.....  
◎報告第21号から報告第28号の上程、質疑

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、追加日程第2、報告第21号から追加日程第9、報告第28号までを会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第21号から報告第28号までの専決処分した事項の報告について、報告8件を一括議題といたします。

なお、説明等につきましては全員協議会で説明しておりますので、説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第21号から報告第28号までを終わります。

.....

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第10、議案第79号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議案第79号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。同委員会委員に欠員が生じたため、地方税法の規定により委員を選任するこ

とについて、議会の同意を求めるものであります。

任命しようとする方の氏名、住所、生年月日等でございますが、氏名、高森直樹氏。住所、南部町大字下名久井字在家13。生年月日、昭和29年2月26日。任期は、前任者の残任期間と地方税法によって規定されておりますので、平成23年9月7日から平成24年3月15日までとなります。

高森氏は、豊富な経験と優れた見識によって固定資産評価審査に取り組んでいただける適任者と認め、南部町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたくご提案申しあげるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 本人について意見はございません。

ただ、固定資産評価委員というその委員の役割について気がついてみたら、私はよくわかりませんでした。どういったこと、どういうふうな役割でもって、多分、固定資産のその課税の金額を決定する課程にかかわるんだろうと思いますが、そのプロセスをご説明いただけないでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 固定資産評価委員とはまた違しまして、固定資産評価審査委員でございます。固定資産評価審査委員会の委員となりまして、固定資産の評価を決める段階でかわる方々ではございません。この方々は、評価審査委員会の委員でございますので、固定資産の資産評価に対し不服申し出があった場合、中立的、専門的な立場から不服の内容について審査決定させることより、適正かつ公平な価格の決定を保証し、固定資産税に係る課税の公平を期することを目的としている業務でございまして、あくまでも税務課が所管ではなくて、ですから総務課が所管ということで、簡単に言えば固定資産の自分の評価額に対して何か違うんじゃないかとあった場合、審査委員会ということでございますので、あくまでも決まった評価額に対して「違うんじゃないか」ということがあった場合は、審査委員会に申し出ることができるということで、評価委員とはまた違うということでございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） すいませんでした。勘違いでした。勘違いといいますか…。

そうすると、先日、私のところに家屋調査の方が二人見えたんですね。「何で今さら来たの。」っていう話をしたら、「いやいや、川守田さんの1階部分の図面がなかったのでございます。」みたいな話だったんですよ。「ないままでよかったのかよ」と話をしたら、「いや、まあそれは私らはよくわかりませんから」てな話なもので、それ以上、根掘り葉掘り聞いてもしょうがないなと思ったものですから「まあ、じゃあ見ていきなさいよ」って見せてやりましたけれども、例えば、そういったまだまだ固定資産台帳自体が未整備な部分があったりしますよね。そうすると、例えばその、「今さら来ないでくださいよ」っていうことも可能ですか。どうですか。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答え申し上げます。

課税については、本人が建築等をした場合には不動産登記法によって登記されることとなっております。ただ、それをしていないという形がありまして、そういった方は漏れている場合があります。それで、今回、3町村合併したことによりそれぞれに管理が違いまして、3年間で全部照合作業をしております。それで、現在それをやっていて、川守田議員のところにもお伺いしたという形で。それで、今度は評価することになります。ただ、税法上からいけば、課税明細書をやっていきますので、それが違っていれば本来であればそのものを届出するのが本当だけれども、ただなっていないとそういう形でございます。

それである、先ほど申し上げた価格の決定について異議がある場合のみですので、評価は当然評価されるべきもので、それについては、異議というのは出てこないという形でございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なし認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は同意することに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 第39回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、8月31日から、9月7日までの8日間の日程でございましたが、議員各位の皆さまには、何かとご多忙の折ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、提出いたしました議案につきましては、残暑の厳しい中、慎重審議の上、全議案とも原案のとおりご承認、ご認定、ご議決を賜り、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

ご審議の中でいただきました町政に対するさまざまなご意見、ご提言を真摯に受け止め、今後の町政運営に生かし、本職初め職員一丸となって、事務事業の推進に努めてまいる所存でございます。

さて、国政の場におきましては、皆様ご承知のとおり今月2日、菅内閣の退陣を受け、野田新内閣が発足いたしました。我々地方自治体が安心してまちづくりができる体制を期待するものであります。また、被災地における震災復興、福島第一原発事故の早期収束を改めて強く望むものであります。

次に、皆様、すでにご承知のとおり、今月4日青森市で開催されました第19回青森県民駅伝競走大会におきまして、南部町が初の総合優勝を果たしました。監督やコーチ指導のもと、チーム一丸となり、持てる力を存分に発揮されたものであり、大変うれしく思っております。町は6月に開催されました第63回三戸郡総合体育大会におきましても、総合初優勝を飾っており、町民の

皆様に大きな感動と希望を与えてくれました。どちらの出場選手におかれましても来年、連覇に向け今後一層のご活躍を大いに期待したいと存じます。

さて、議員の皆様方におかれましては、今議会が最後の定例会となりまして、今月末をもって任期が満了いたします。

これまで主要事業を初めとする諸施策が順調に進捗してまいりましたのも、議員各位のご支援、ご協力があったからこそと深く感謝を申し上げます。

町議会議員選挙は、議員定数18名で行われることとなりますが、ご勇退される議員におかれましては、これまでの町政へのご協力に対し感謝を申し上げますとともに、ご自愛の上、ますますのご活躍と、在任中と変わることなくご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、立候補を予定されている方々につきましては、さらなる南部町発展のため、再び一緒に、この議場で積極的な議論ができますように、ご健闘をお祈り申し上げますとともに、皆様方のこれまでのご尽力、ご支援に心から御礼と感謝を申し上げまして、今定例会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君）　ここで、私からも一言御礼のごあいさつを述べさせていただきます。

去る8月31日以来、8日間、議員各位におかれましては熱心にご審議を賜り、平成23年度各補正予算並びに関係案件の成立、また、平成22年度決算を認定されましたことを議長として厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、議会を通じまして議事進行に各位のご協力を得ましたことを重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

理事者側各位におかれましては、審議の過程において証明されました議員各位の意見並びに要望を十分に尊重されまして、これからも執行に当たっては十分に今後の施策のうえに反映されますよう強く要望する次第でございます。

さて、本日をもって任期中最後の議会となるわけでございますが、過去4年間、南部町議会の運営が円満に本日までまいりましたことを皆様とともに、喜びにたえないと存じておるところでございます。

来る9月30日をもって任期満了とするわけでございますが、議員各位におかれましては、今後ともますます健康に留意されまして、南部町の発展のために、ご指導とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

さらに、次期町議会選挙に際しましては、再出馬を予定されている各位におかれましては、明

るい選挙運動のもと、当選の営を勝ち取られ、再びこの議場で顔を合わせるよう格段の努力とご奮闘をお祈り申し上げる次第でございます。

また、理事者各位におかれましては、今後ともご健勝で町政繁栄のために格段のご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げ、甚だ簡単でございますけれども私のお礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

これをもちまして、第39回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後 0 時32分)



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長            小笠原 義 弘

署 名 議 員            川 井 健 雄

署 名 議 員            中 村 善 一